

第4次十日町市障がい者計画 第7期十日町市障がい福祉計画 第3期十日町市障がい児福祉計画

《障がい者計画の計画期間：令和6年度～令和11年度》

《障がい福祉計画・障がい児福祉計画の計画期間：令和6年度～令和8年度》



地域で支え合い みんなが安心して 心豊かに暮らせるまち

～障がい者の社会参加による共生社会の実現にむけて～

令和6年3月

十日町市

はじめに

近年、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、障がいのある方の高齢化や重度化が進む中で、介護する方の高齢化、親亡き後の問題、医療的ケアが必要な子どもを含めた障がいのある子どもへの支援など、障がい福祉のニーズは多様化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して暮らすことのできるまちづくりが求められています。

国では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正されるなど、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現に向け、法整備が進んでいます。

このことから本市は、多様化・複雑化する障がい支援ニーズに応え、また、障がい者の社会参加による共生社会の実現を目指し、このたび「第4次十日町市障がい者計画」「第7期十日町市障がい福祉計画」「第3期十日町市障がい児福祉計画」を策定しました。

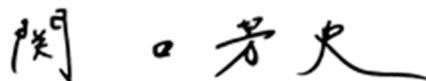
障がいのある方が自らの意思に基づいて生活を送り、自己実現を果たすためには、適切な障がい福祉サービス支援が必要であり、特に障がい者等に寄り添った相談支援が欠かせません。そのため、本市では相談支援体制の強化に取り組むと同時に、精神障がいを含む様々な障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築等を進めてまいります。

さらに、差別の解消や権利擁護、合理的配慮の推進など、障がいに対する理解を深め、「心のバリアフリー」を推進し、障がいのある人もない人も共に自分らしく暮らせる社会を実現するために、様々な施策を総合的に展開してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた皆さま、計画策定にご尽力いただきました十日町市地域自立支援協議会委員の皆さまをはじめとする関係各位に厚く御礼を申し上げます。

令和6年3月

十日町市長



目次

第1章 基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国・新潟県の動向.....	2
3 計画の位置づけ	6
4 計画の対象.....	7
5 計画期間	7
6 計画の策定体制	8
第2章 障がい者の現状	9
1 障がい者の現況	9
2 障がい福祉に関するアンケート調査結果.....	17
3 十日町市地域自立支援協議会で検討された課題.....	31
4 十日町市の課題	32
第3章 計画の基本的考え方	34
1 基本理念	34
2 基本目標	35
3 施策の体系.....	37
第4章 障がい者計画	38
1 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	38
2 保健・医療の推進.....	41
3 安全・安心な生活環境の整備	43
4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	45
5 情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援.....	47
6 教育および文化活動等の振興	48
7 雇用・就業、経済的自立の支援.....	50
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	52
1 成果目標等.....	52
2 障がい福祉サービスの見込み	60
3 地域生活支援事業の見込み	66

4 障がい児福祉サービスの見込み.....	69
第6章 計画の推進と進行管理	70
1 推進体制	70
2 進捗管理及び評価.....	70
資料編	71
1 十日町市地域自立支援協議会 委員名簿.....	71
2 策定経過	72
3 用語集.....	73

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

国において、平成23年の「障害者基本法」改正、平成24年の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）施行、平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）施行など障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。また、平成28年の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「成年後見制度利用促進法」という。）施行、平成30年の「児童福祉法」改正、令和3年の「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」という。）の成立、令和4年の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）の成立、令和6年の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の改正など、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実や、当事者家族支援の充実など、地域社会の理解と協力を得るための取り組みが進められています。

十日町市では、平成30年3月に障害者基本法に基づく「第3次十日町市障がい者計画」、令和3年3月に障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「第6期十日町市障がい福祉計画・第2期十日町市障がい児福祉計画」を策定し、障がいの有無に関わらず、全ての住民が支え合い・助け合いながら生活できる共生社会の実現を目指し、障がいのある人が慣れ親しんだ地域で自分らしく暮らすための様々な施策や福祉サービスの充実に取り組んできました。

一方で、支援ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合った適正な支援やきめ細やかな対応が求められています。

そのため、十日町市における障がい福祉の考え方や理念、目標を明確にして共有するとともに、地域の課題に対する解決策を地域に暮らす全ての市民で考え、市民・障がい者団体・事業者・行政等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに協力して取り組んでいくことが大切です。

今回、その指針となる、上記3つの計画が令和5年度に期間が満了となること、また、これらの計画は相互に密接な関係があること、共生社会の実現に向けて障がい福祉施策を総合的に推進していく必要があることから、3つの計画を一体的に策定するものです。

2 国・新潟県の動向

(1) 国・県の動向

- 近年は、障がい者の社会参加や「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）が制定・改定されており、様々な分野における差別の解消、共生社会実現に向けた環境整備が進んでいます。
- 下記以外にも、今後改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）等、本計画に関連する法律の改正等が見込まれています。

■直近5年間の主な国の動き

年	主な制度・法律	主な内容
R01	障害者文化芸術推進計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障がい者による作品等の創造に対する支援の強化 ・地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進による住みよい地域社会の実現
	【改正】障害者雇用促進法	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
R02	【改正】障害者雇用促進法	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の開始
R03	【改正】障害者差別解消法	<ul style="list-style-type: none"> ・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや家族が住んでいる地域に関わらず、適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
	新潟県障害福祉計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害のある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会」を基本理念とし、障がい福祉サービス等の基盤充実に取り組む
R04	【改正】障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	【改正】障害者雇用促進法	<ul style="list-style-type: none"> ・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段が選択可能）
	【改正】精神保健福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備に向け、新たな事業の創設や虐待防止の取り組みの更なる推進
	障害者基本計画（第5次）策定	
R05	こども基本法	<ul style="list-style-type: none"> ・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法

※平成29年度に「新潟県障害者計画」策定

■国の第5次障害者基本計画の概要

①位置づけ

本基本計画は、基本法第 11 条第 1 項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画

②計画の期間

令和 5 (2023)年度からの 5 年間

③基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

④基本原則

地域社会における共生等・差別の禁止・国際的協調

⑤社会情勢の変化

- ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
- ・ 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現 (SDGs の視点)

⑥各分野に共通する横断的視点

- ・ 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- ・ 共生社会の実現に資する取り組みの推進
- ・ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ・ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ・ 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取り組みの推進
- ・ PDCA サイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

⑦各論の主な内容

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

資料:「令和4年12月16日開催の第75回障害者政策委員会資料」参照

■国の基本指針（一部抜粋）

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

福祉施設から一般就労への移行等

- ・ 就労選択支援の創設
- ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的利用に係る記載の追記

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・ 障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
- ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

発達障害者等支援の一層の充実

- ・ ベアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

障害者等に対する虐待の防止

- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障害福祉人材の確保・定着

- ・ ICT*の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定

- ・ 障害福祉 DB（データベース）の活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

※「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

資料：「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」参照

(2) 持続可能な開発目標 (SDGs) への取り組み

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs (持続可能な開発目標)」が採択されました。SDGs は、令和 12 年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

国では SDGs の採択を受け、平成 28 年 12 月に SDGs 推進のための中長期戦略である「SDGs 実施指針」(平成 28 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定) が策定され、令和元年 12 月には同指針の改定が行われており、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を始めとした 8 つの優先課題と課題に取り組むための主要原則が掲げられています。

「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、共生社会の実現に向け、障がい者施策の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもあります。

障がい者施策の推進に当たっては、SDGs 推進の取り組みとも軌を一にし、障がい者のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標に向け、特別支援教育や障がい者の職業訓練・雇用、公共交通機関のバリアフリー化などについて、協力して取り組みを推進することが求められます。

■SDGs の 17 の目標



3 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

① 第4次十日町市障がい者計画

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画で、市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や基本の方針を定める計画です。

② 第7期十日町市障がい福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画で、計画期間各年度の障がい福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量や提供体制を定める計画です。

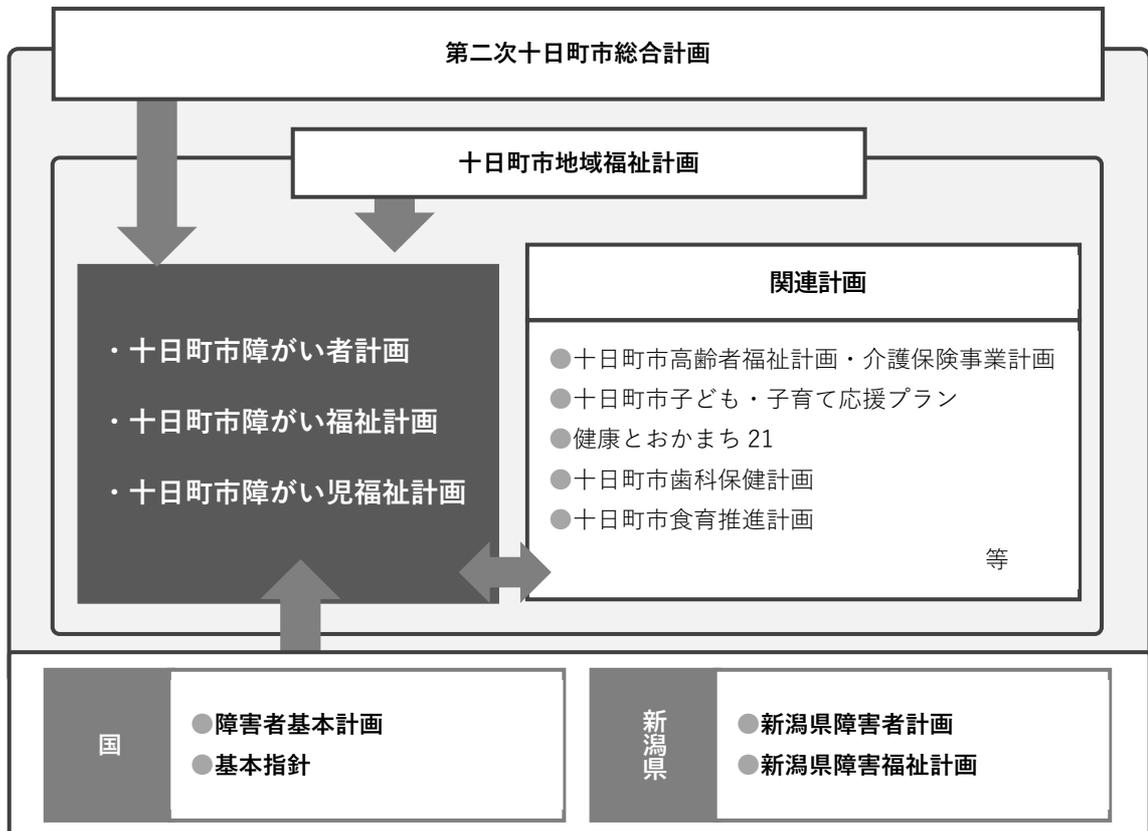
③ 第3期十日町市障がい児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画で、計画期間各年度の障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量や提供体制を定める計画です。

(2) 他計画との関係

本計画は「十日町市総合計画」を最上位計画とし、さらに「十日町市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画と位置づけ、障がい福祉分野の個別計画として「十日町市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「十日町市子ども・子育て応援プラン」「健康とおかまち21」等の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と調和を図りました。また、国の障害者基本計画や基本指針を踏まえ、新潟県の各計画との整合性も図り策定しました。

■計画の位置づけ



4 計画の対象

本計画の対象とする障がい者は、障害者基本法第2条に規定する「障害者」です。すなわち、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。

また、障害者基本法第2条の社会的障壁とは、障がい者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言います。したがって、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者ばかりでなく、指定難病患者、療育の必要な児童、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や自立支援医療制度の適用を受けている人など、日常生活や社会生活で支援を必要とする全ての人を言います。

さらに、障がい者ではない市民についても、広報・啓発、障がいや障がい者に対する理解や支援などの促進を図る点で本計画の対象であり、障がいの予防に繋がる健康の保持や早期発見の観点からも本計画の対象となります。

5 計画期間

計画期間については、「障がい者計画」が令和6年度～令和11年度の6年間、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」が令和6年度～令和8年度の3年間とします。ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

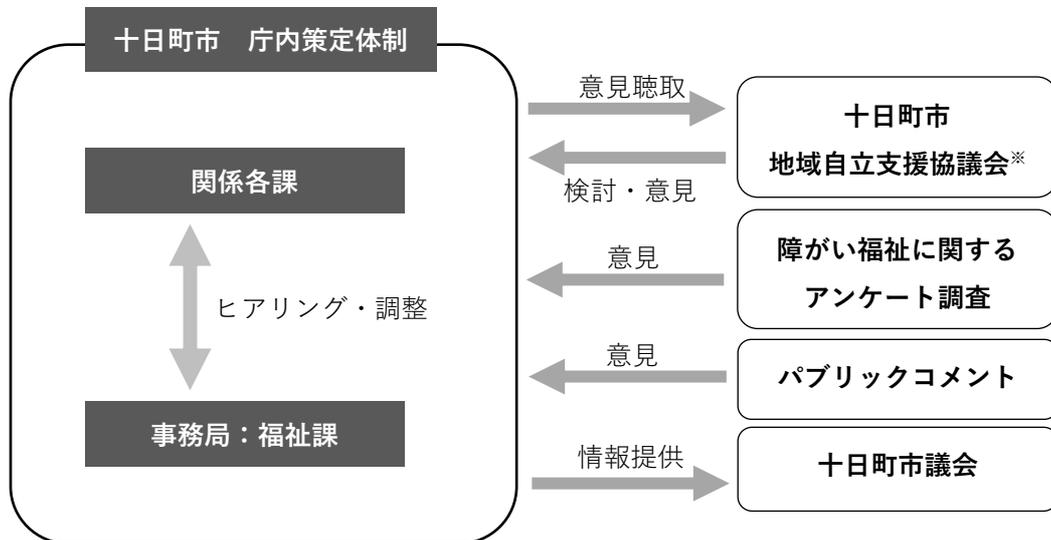
■計画の期間について

令和	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
障がい者 計画	→			← 第4次 →					
障がい 福祉計画	→			← 第7期 →		← →			
障がい児 福祉計画	→			← 第3期 →		← →			

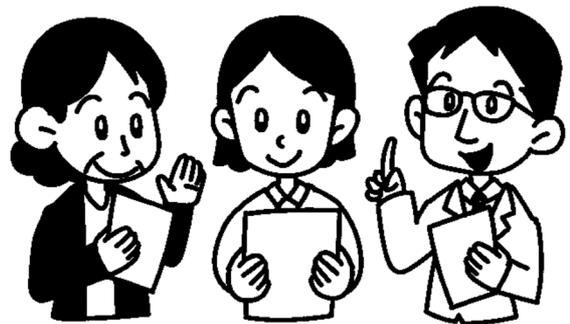
6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、以下の体制で現状把握や計画内容の協議を進めました。

■計画の策定体制図



※福祉・医療関係者、障がい者団体、職業安定所、支援学校、公募委員等計16名で構成



第2章 障がい者の現状

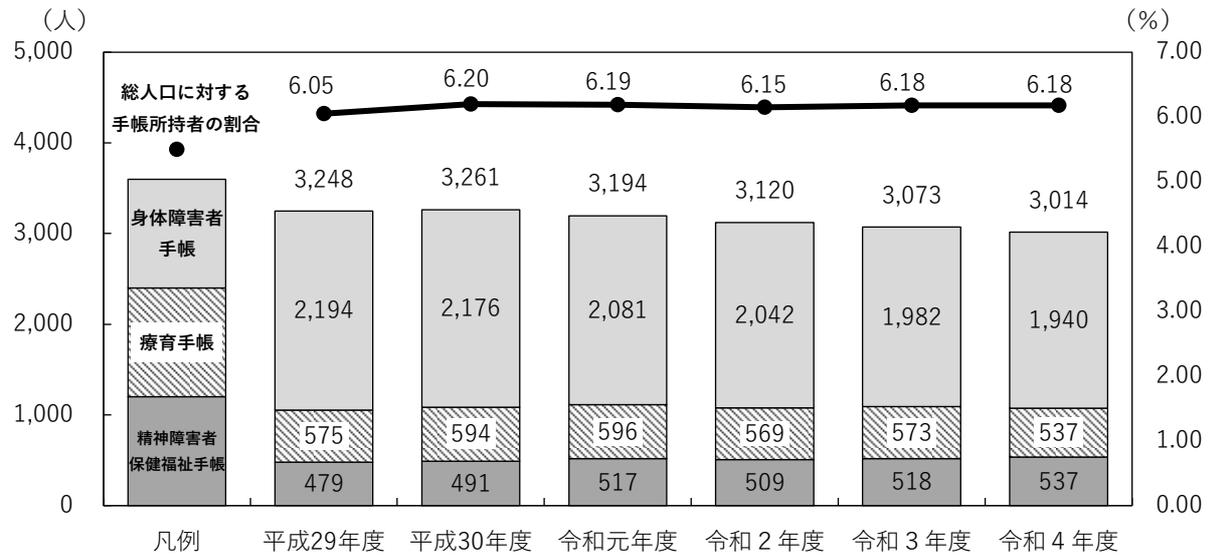
1 障がい者の現況

(1) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、全体では減少傾向にある一方で、総人口に対する手帳所持者の割合はほぼ横ばいであり、令和4年度には6.18%となっています。

手帳種別にみると、身体障害者手帳所持者が減少している一方で、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移



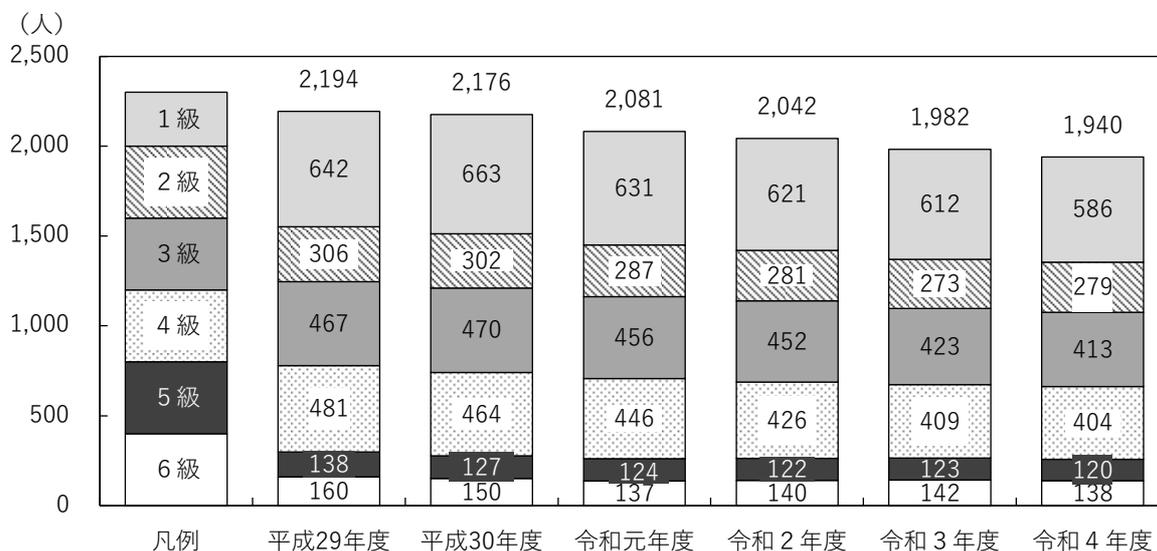
単位：人	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	2,194	2,176	2,081	2,042	1,982	1,940
療育手帳	575	594	596	569	573	537
精神障害者保健福祉手帳	479	491	517	509	518	537
合計	3,248	3,261	3,194	3,120	3,073	3,014
総人口	53,681	52,578	51,568	50,723	49,750	48,769
0～17歳	7,333	7,076	6,800	6,563	6,326	6,042
18～64歳	26,205	25,328	24,599	23,959	23,298	22,755
65歳以上	20,143	20,174	20,169	20,201	20,126	19,972
総人口に対する手帳所持者の割合	6.05%	6.20%	6.19%	6.15%	6.18%	6.18%

資料：住民基本台帳及び主要な施策の成果報告書(各年度末現在)

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数を等級別にみると、「1級」が最も多く、次いで「3級」もしくは「4級」が続いており、どの等級も減少しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）

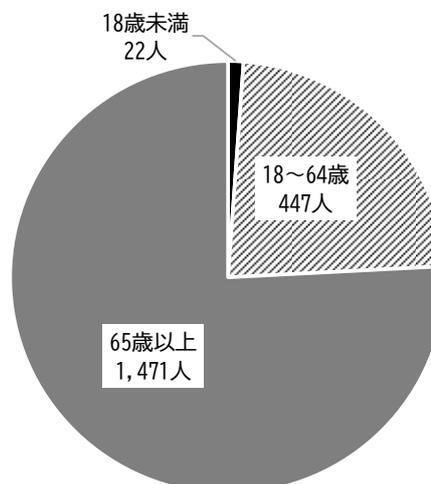


単位：人	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	642	663	631	621	612	586
2 級	306	302	287	281	273	279
3 級	467	470	456	452	423	413
4 級	481	464	446	426	409	404
5 級	138	127	124	122	123	120
6 級	160	150	137	140	142	138
総数	2,194	2,176	2,081	2,042	1,982	1,940

資料：主要な施策の成果報告書（各年度未現在）

身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、「65歳以上」が最も多く、次いで「18～64歳」「18歳未満」となっています。

■身体障害者手帳所持者数の内訳（年齢別）

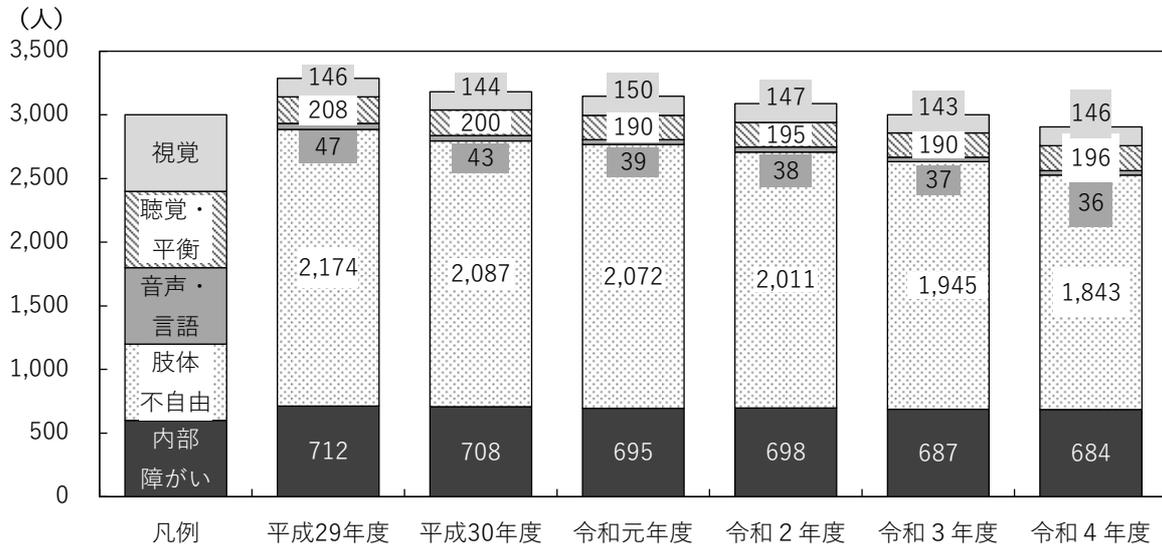


資料：福祉課（令和4年度未現在）

身体障害者手帳所持者数を部位別にみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」、「聴覚・平衡」が続いています。

また、ほとんどの部位で減少傾向にあるものの、「視覚」「聴覚・平衡」は横ばいで推移しています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（部位別、重複有）



単位：人	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚	146	144	150	147	143	146
聴覚・平衡	208	200	190	195	190	196
音声・言語	47	43	39	38	37	36
肢体不自由	2,174	2,087	2,072	2,011	1,945	1,843
内部障がい	712	708	695	698	687	684

資料：主要な施策の成果報告書（各年度末現在）

身体障害者手帳所持者数を等級別に障害種別をみると、1級では「内部障がい」、2級～5級では「肢体不自由」、6級では「聴覚・平衡」が多くなっています。

■身体障害者手帳所持者の内訳（身体障害者手帳所持者の個別等級から見た障害種別の状況、重複有）

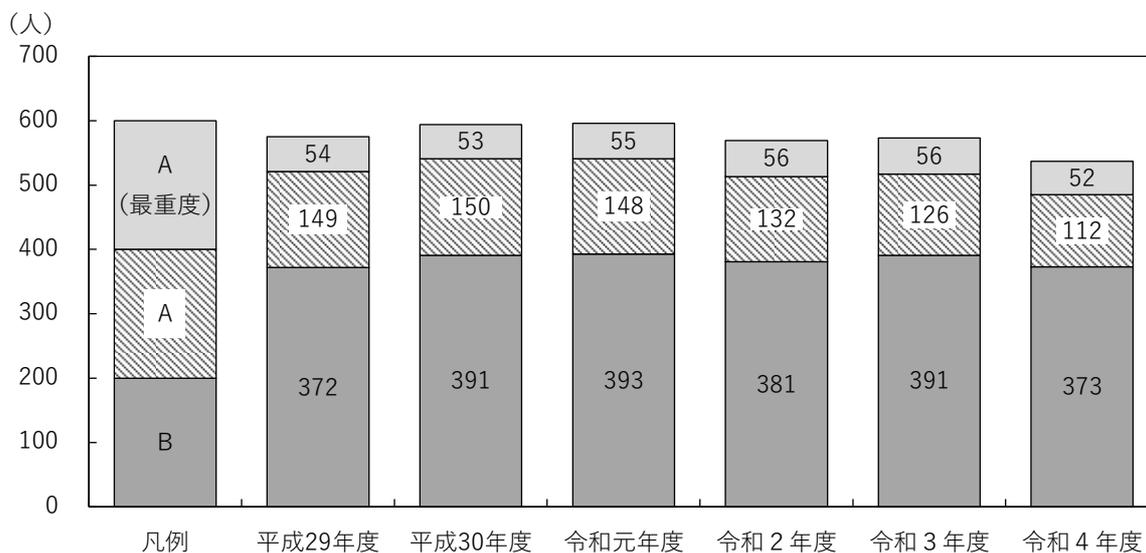
単位：人	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部障がい
1級	24	0	0	132	397
2級	62	40	0	359	1
3級	12	17	19	226	166
4級	12	54	17	680	120
5級	25	0	0	230	0
6級	11	85	0	36	0

資料：主要な施策の成果報告書（令和4年度末現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数を等級別にみると、「A」が令和4年度まで緩やかに減少しているのに対し、「A（最重度）」と「B」は横ばいで推移しています。

■療育手帳所持者数の推移（等級別）



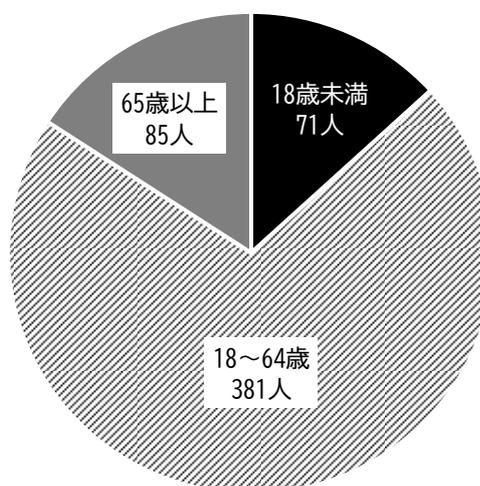
単位：人	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
A（最重度）※	54	53	55	56	56	52
A	149	150	148	132	126	112
B	372	391	393	381	391	373
総数	575	594	596	569	573	537

資料：主要な施策の成果報告書（各年度末現在）

※：A（最重度）とは、発達指数又は知能指数が20以下もしくは、発達指数又は知能指数が21から35であり、かつ、1級又は2級の身体障害者手帳を有する者。

療育手帳所持者を年齢別にみると、「18～64歳」が最も多く、次いで「65歳以上」、「18歳未満」となっています。

■療育手帳所持者数の内訳（年齢別）

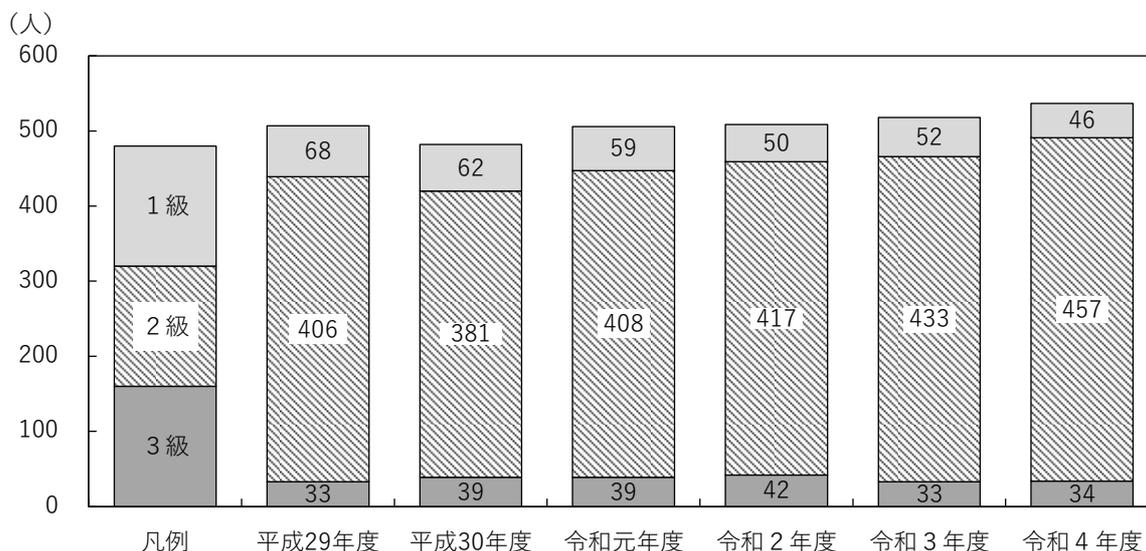


資料：福祉課（令和4年度末現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数を等級別にみると、「2級」が最も多く、次いで「1級」、「3級」と続いています。また、「1級」が減少しているのに対し、平成30年度以降「2級」が増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

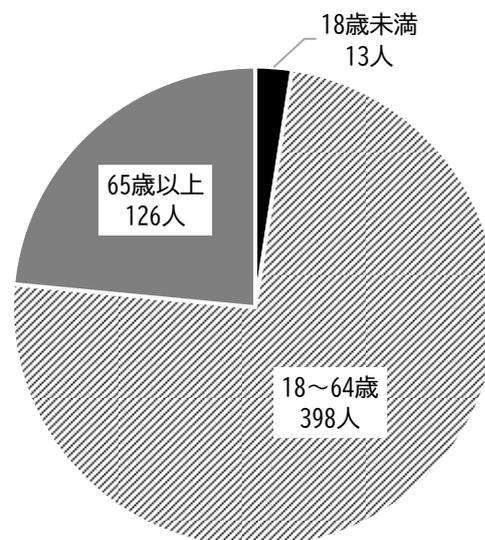


単位：人	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	68	62	59	50	52	46
2級	406	381	408	417	433	457
3級	33	39	39	42	33	34
総数	507	482	506	509	518	537

資料：主要な施策の成果報告書（各年度末現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢別にみると、「18～64歳」が最も多く、次いで「65歳以上」、「18歳未満」となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の内訳（年齢別）

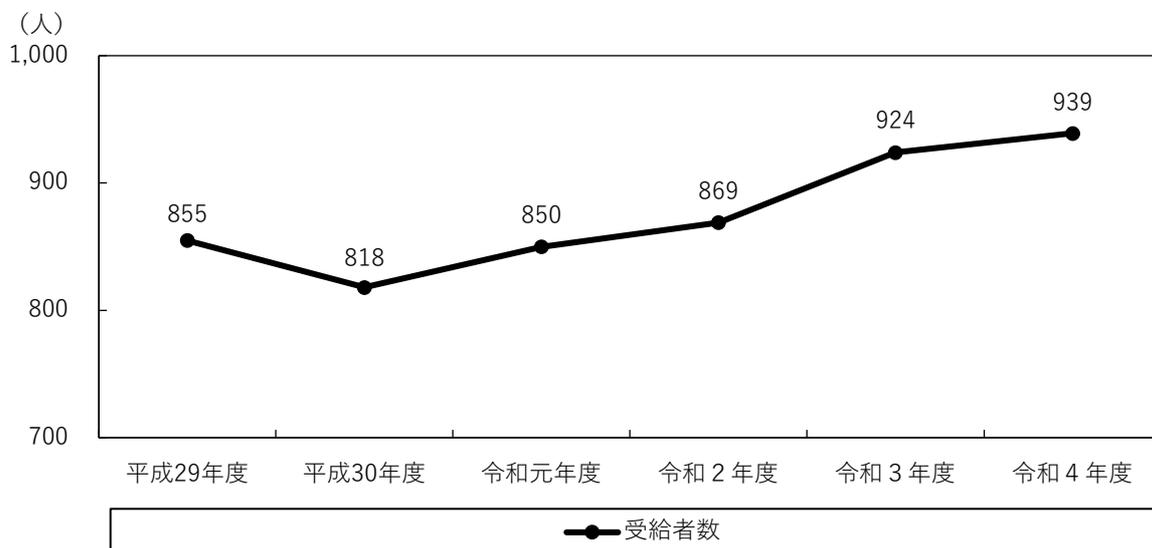


資料：福祉課（令和4年度末現在）

(5) 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

自立支援医療（精神通院）受給者数の推移をみると、令和元年度以降増加していることが伺えます。

■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



単位：人	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受給者数	855	818	850	869	924	939

※第3次十日町市障がい者計画掲載の受給者数と算定方法が異なるため数値に差異があります。

資料：福祉課（各年度末現在）

(6) 障がい支援区分別認定者数の内訳

障がい者支援区分別認定者数をみると、区分2は「精神」が最も多く、それ以外の区分では「知的」が最も多くなっています。

■障がい支援区分別認定者数の内訳

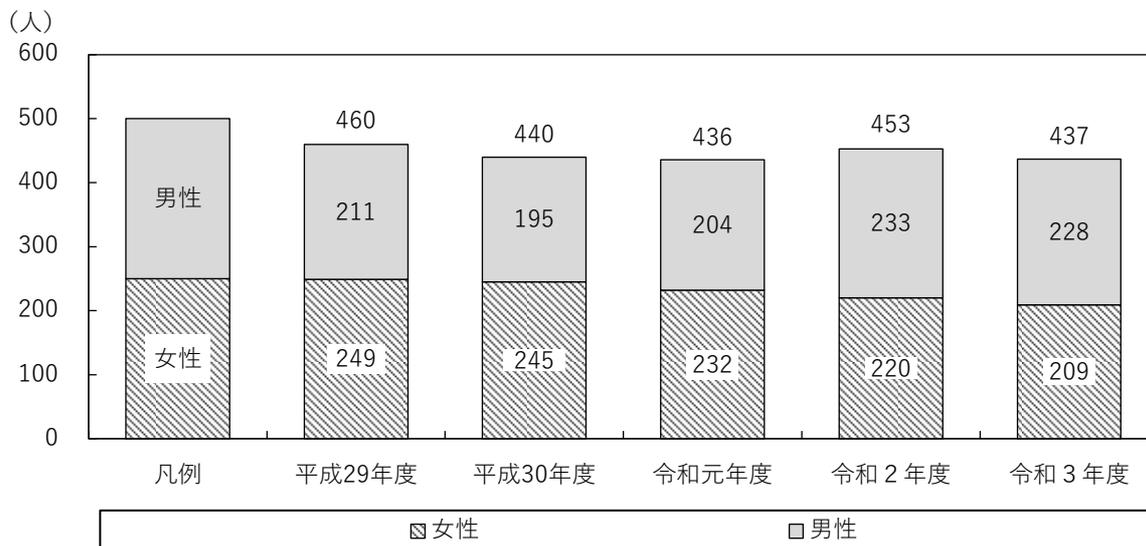
単位：人	身体	知的	精神	合計
区分 1	1	7	5	13
区分 2	12	49	59	120
区分 3	15	39	21	75
区分 4	14	54	6	74
区分 5	15	41	4	60
区分 6	48	49	0	97
総数	105	239	95	439

資料：福祉課（令和4年度末現在）

(7) 指定難病医療受給者証所持者数の推移

指定難病医療受給者証所持者数をみると、横ばいで推移しており、性別では令和2年度以降、「男性」の方が多くなっています。

■指定難病医療受給者証所持者数の推移（性別）



単位：人	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
男性	211	195	204	233	228
女性	249	245	232	220	209
総数	460	440	436	453	437

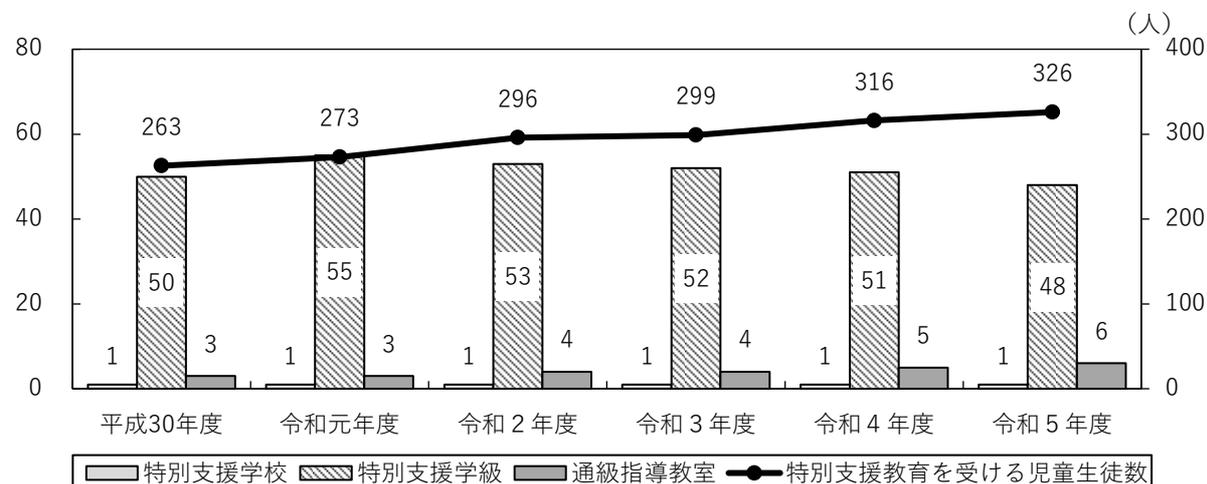
資料：魚沼圏域健康福祉環境の現況、新潟県保健福祉年報（各年度末現在）

※十日町保健所管内（十日町市、津南町）の人数です。

(8) 特別支援教育の状況

特別支援教育の状況をみると、特別支援学校・特別支援学級数及び在籍児童生徒数ともに平成30年度から令和2年度にかけて増加傾向にあったものの、近年は特別支援学級数と特別支援学校・特別支援学級在籍の小学生が減少傾向にあります。その一方で、通級による指導を受けている児童生徒数は増加しています。

■特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室と特別支援教育を受ける児童生徒数の推移



■特別支援学校数・特別支援学級数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	34	35	33	34	34	31
中学校	16	20	20	18	17	17
特別支援学級	50	55	53	52	51	48
特別支援学校	1	1	1	1	1	1

■通級指導教室設置数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	3	3	3	3	4	5
中学校	0	0	1	1	1	1
総数	3	3	4	4	5	6

■特別支援教育を受ける児童生徒数の推移（小：小学生、中：中学生）

単位：人	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
特別支援学校	20	18	20	24	19	30	19	29	14	25	16	21
特別支援学級	128	56	122	58	132	59	127	63	124	54	111	61
通級による指導	41	-	49	-	48	8	47	14	69	30	88	29
総数	189	74	191	82	199	97	193	106	207	109	215	111

■教育機関で医療的ケアを受ける児童生徒数の推移（小：小学生、中：中学生）

単位：人	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中	小	中
特別支援学校	2	0	2	0	1	1	1	1	0	2	0	1
特別支援学級	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0
総数	2	0	2	0	1	1	1	1	1	2	2	1

資料：学校教育課(各年度5月1日現在)

2 障がい福祉に関するアンケート調査結果

(1) 調査概要

- ・調査地域：十日町市全域
- ・調査対象者：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及び特別児童扶養手当受給者、特定医療費（指定難病）受給者（無作為抽出による）
- ・調査期間：令和5年2月17日～令和5年3月6日
- ・調査方法：郵送配付・郵送回収

配付数	有効回収数	有効回収率
400 件	258 件	64.5%

■調査対象者の年齢と障がい種別

年齢	人数と割合	障がい種別	人数と割合
0～17 歳	20 人 (7.8%)	身体障がい	147 人 (57.0%)
18～39 歳	29 人 (11.2%)	知的障がい	55 人 (21.3%)
40～64 歳	75 人 (29.1%)	精神障がい	30 人 (11.6%)
65 歳以上	130 人 (50.4%)	不明・無回答	38 人 (14.7%)

※以降、障がい種別については「重複」や「不明・無回答」が含まれているため、「全体」の割合と合わない場合があります。

(2) 調査結果概要

① 日常生活について

日常生活において「部分的に介助が必要」「全面的に介助が必要」と回答した人は 112 人（回答者の 43.4%）でした。主な介助者の内訳については、「父母・祖父母・兄弟」が最も多く、次いで「配偶者（夫または妻）」、「ホームヘルパーや施設・病院の職員」となっています。

手帳の種類別にみると、身体障がいで「配偶者（夫または妻）」、知的障がいと精神障がいで「父母・祖父母・兄弟」が最も多くなっています。

■日常生活で介助が必要な人の主な介助者

単位：%	全体 (n=112)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=56)	知的障がい (n=39)	精神障がい (n=14)
父母・祖父母・兄弟	47.3	25.0	89.7	71.4
配偶者（夫または妻）	28.6	41.1	2.6	14.3
子ども（子の配偶者を含む）	19.6	32.1	5.1	7.1
その他の親族	3.6	7.1	0.0	0.0
ホームヘルパーや施設・病院の職員	20.5	26.8	12.8	21.4
その他の人（ボランティアなど）	5.4	8.9	5.1	0.0
不明・無回答	5.4	3.6	5.1	7.1

主な介助者（家族・親族のみ）の年齢については、「65歳以上」が最も多く、次いで「40～64歳」、「18～39歳」となっています。

手帳の種類別にみると、身体障がいと精神障がいで「65歳以上」、知的障がいで「40～64歳」が最も多くなっています。特に精神障がいで件数は少ないものの「65歳以上」が9割前半と他に比べ多くなっています。

■主な介助者の年齢

単位：%	全体 (n=98)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=49)	知的障がい (n=37)	精神障がい (n=12)
17歳以下	1.0	2.0	2.7	0.0
18～39歳	2.0	2.0	2.7	0.0
40～64歳	38.8	40.8	54.1	8.3
65歳以上	58.2	55.1	40.5	91.7
不明・無回答	0.0	0.0	0.0	0.0

② 住まいや暮らし方について

現在の暮らしの状況については、「家族と暮らしている」が最も多く、次いで「一人で暮らしている」、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」となっています。

手帳の種類別にみると、精神障がいで「一人で暮らしている」が他に比べ多くなっています。

■現在の暮らし方

単位：%	全体 (n=258)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=147)	知的障がい (n=55)	精神障がい (n=30)
一人で暮らしている	10.9	10.9	3.6	26.7
家族と暮らしている	81.0	83.0	89.1	60.0
グループホームで暮らしている	1.6	0.0	3.6	3.3
福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている	2.7	3.4	1.8	0.0
病院に入院している	1.6	0.7	0.0	6.7
その他	1.9	2.0	1.8	3.3
不明・無回答	0.4	0.0	0.0	0.0

現在、福祉施設や病院に入院している方の今後の暮らしの希望については、以下のとおりとなっています。

■福祉施設や病院に入院している方の今後の暮らしの希望

単位：%	全体 (n=11)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=6)	知的障がい (n=1)	精神障がい (n=2)
そのまま生活したい	36.4	33.3	0.0	50.0
支援を受けながら共同生活がしたい（グループホーム・ケアホームなど）	0.0	0.0	0.0	0.0
家族と一緒に生活したい	27.3	33.3	0.0	0.0
一人暮らしをしたい	9.1	0.0	100.0	0.0
その他	18.2	16.7	0.0	50.0
不明・無回答	9.1	16.7	0.0	0.0

福祉施設や病院に入院している方が、今後地域で生活するために必要な支援については、以下のとおりとなっています。

■地域生活に必要な支援

単位：%	全体 (n=11)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=6)	知的障がい (n=1)	精神障がい (n=2)
医療的ケアなどが適切に受けられること	54.5	50.0	0.0	100.0
障がい者に適した住居の確保	18.2	16.7	0.0	50.0
必要な在宅サービスが適切に利用できること	36.4	33.3	100.0	50.0
生活訓練などの充実	45.5	50.0	100.0	0.0
経済的な負担の軽減	36.4	33.3	0.0	50.0
相談対応の充実	27.3	33.3	100.0	0.0
地域住民の理解	0.0	0.0	0.0	0.0
コミュニケーションについての支援	9.1	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0
不明・無回答	27.3	50.0	0.0	0.0

③ 日中活動や就学・就労について

平日の日中の主な過ごし方については、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が最も多く、次いで「特に何もしていない」、「専業主婦（主夫）をしている」となっています。

手帳の種類別にみると、身体障がいと精神障がいで「特に何もしていない」、知的障がいで「福祉施設、事業所などに通っている（就労継続支援A型・B型も含む）」が最も多くなっています。また、知的障がいで「特別支援学校（小中高等部）に通っている」が他に比べ多くなっています。

■平日の日中の過ごし方

単位：%	全体 (n=258)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=147)	知的障がい (n=55)	精神障がい (n=30)
会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている	25.2	26.5	21.8	16.7
ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	0.8	0.7	0.0	0.0
専業主婦（主夫）をしている	14.3	17.7	0.0	13.3
福祉施設、事業所などに通っている（就労継続支援A型・B型も含む）	9.7	6.1	30.9	3.3
病院などのデイケアやリハビリテーションに通っている	0.8	1.4	0.0	0.0
入所している施設や病院などで過ごしている	2.7	2.0	0.0	6.7
大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	0.0	0.0	0.0	0.0
特別支援学校（小中高等部）に通っている	5.4	2.0	23.6	0.0
一般の高校、小中学校に通っている	1.2	1.4	0.0	0.0
幼稚園、保育所、障がい児通所施設などに通っている	1.6	0.0	5.5	0.0
特に何もしていない	24.4	27.9	10.9	36.7
その他	7.8	8.2	5.5	13.3
不明・無回答	6.2	6.1	1.8	10.0

18～64歳で一般就労をしていない人で、今後収入を得る仕事をしたいかについては、「したくてもできない」が最も多く、次いで「したい」、「したくない」となっています。

■今後の就労希望

単位：%	全体 (n=57)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=17)	知的障がい (n=22)	精神障がい (n=16)
したい	38.6	35.3	36.4	37.5
したくない	5.3	5.9	4.5	6.3
したくてもできない	43.9	47.1	45.5	43.8
その他	0.0	0.0	0.0	0.0
不明・無回答	12.3	11.8	13.6	12.5

障がい者の就労支援として必要なことについては、「職場に障がいの理解があること」が最も多く、次いで「通勤手段の確保」、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」となっています。

手帳の種類別にみると、身体障がいでは「勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮」、知的障がいでは「学校・職業訓練機関による就労後のフォロー」「企業ニーズに合った就労訓練」「仕事についての職場外での相談対応、支援」、精神障がいでは「短時間勤務や勤務日数などの配慮」とそれぞれ他に比べ多くなっています。

■障がい者の就労支援として必要なこと

単位：%	全体 (n=258)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=147)	知的障がい (n=55)	精神障がい (n=30)
通勤手段の確保	32.9	26.5	50.9	50.0
勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	17.1	22.4	14.5	6.7
短時間勤務や勤務日数などの配慮	29.8	30.6	23.6	46.7
在宅勤務の拡充	13.6	13.6	3.6	20.0
職場に障がいの理解があること	50.8	42.2	72.7	66.7
学校・職業訓練機関による就労後のフォロー	14.3	10.9	30.9	16.7
企業ニーズに合った就労訓練	15.9	12.9	23.6	16.7
仕事についての職場外での相談対応、支援	26.0	21.1	45.5	26.7
その他	2.7	2.7	3.6	3.3
不明・無回答	31.4	38.1	12.7	23.3

障がいのある子どもが学校や保育園・幼稚園などでの生活を送るうえで、必要だと思うことについては、「教職員による障がいや障がいのある子どもに対する教育の理解」が最も多く、次いで「学習サポート体制や自立活動の指導の充実」、「通園や通学手段に関する移動の支援」となっています。

手帳の種類別にみると、身体障がいでは件数は少ないものの「学校看護師の配置」が他に比べ多くなっています。

■学校生活を送るうえで必要なこと

単位：%	全体 (n=20)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=5)	知的障がい (n=15)	精神障がい (n=0)
通園や通学手段に関する移動の支援	45.0	0.0	53.3	0.0
学習サポート体制や自立活動の指導の充実	50.0	20.0	66.7	0.0
学習・学校生活に必要な設備の充実	15.0	40.0	13.3	0.0
園内・校内での介助の充実	15.0	0.0	13.3	0.0
進路指導の充実	0.0	0.0	0.0	0.0
福祉教育の充実	5.0	0.0	6.7	0.0
障がいのない児童・生徒との交流機会	15.0	0.0	20.0	0.0
周りの児童・生徒やその保護者の理解の促進	40.0	40.0	33.3	0.0
教職員による障がいや障がいのある子どもに対する教育の理解	55.0	60.0	53.3	0.0
家族の同伴に対するサポート	0.0	0.0	0.0	0.0
学校看護師の配置	25.0	60.0	13.3	0.0
特になし	5.0	20.0	6.7	0.0
わからない	5.0	20.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0
不明・無回答	5.0	0.0	6.7	0.0

④ 障がい（児）福祉サービスの利用意向について

障がい（児）福祉サービスの利用意向については、「補装具費支給制度」が最も多く、次いで「移動支援事業」、「居宅介護」となっています。

手帳の種類別にみると、身体障がいでは「補装具費支給制度」、知的障がいでは「就労継続支援（B型）」「共同生活援助」「日中一時支援事業」、精神障がいでは「自立生活援助」「移動支援事業」が他に比べ多くなっています。

■サービスの利用意向

単位：%	全体 (n=258)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=147)	知的障がい (n=55)	精神障がい (n=30)
居宅介護	26.4	30.6	21.8	20.0
重度訪問介護	19.8	25.2	12.7	13.3
同行援護	14.0	15.0	7.3	13.3
行動援護	18.6	19.7	20.0	13.3
重度障がい者等包括支援	20.2	25.2	12.7	16.7
生活介護	23.3	26.5	23.6	23.3
自立訓練	22.9	21.8	27.3	23.3
就労移行支援	18.6	12.9	27.3	26.7
就労継続支援（A型）	16.7	12.2	29.1	30.0
就労継続支援（B型）	17.1	10.2	36.4	23.3
療養介護	19.8	23.1	7.3	23.3
共同生活援助	19.4	16.3	32.7	16.7
短期入所	25.2	27.2	32.7	13.3
自立生活援助	24.0	20.4	20.0	43.3
施設入所支援	18.2	21.8	18.2	10.0
移動支援事業	27.9	25.2	30.9	40.0
地域活動支援センター	21.7	17.7	29.1	20.0
コミュニケーション支援事業	10.5	10.2	3.6	10.0
日常生活用具給付等事業	26.0	32.0	23.6	13.3
日中一時支援事業	24.4	25.2	34.5	16.7
補装具費支給制度	33.7	44.2	23.6	23.3
訪問入浴サービス	20.2	25.9	10.9	10.0
自動車運転免許取得・改造助成	14.7	16.3	7.3	13.3

単位：%	全体 (n=20)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=5)	知的障がい (n=15)	精神障がい -
児童発達支援	50.0	20.0	46.7	-
医療型児童発達支援	35.0	20.0	33.3	-
放課後等デイサービス	50.0	20.0	60.0	-
保育所等訪問支援	25.0	20.0	20.0	-

⑤ 悩みごとに対する相談について

相談支援の利用状況については、「利用していない（利用していたが、現在利用していない場合も含む）」が、「利用している」を上回っています。

手帳の種類別にみると、知的障がい「利用している」が最も多くなっています。

■相談支援の利用状況

単位：%	全体 (n=258)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=147)	知的障がい (n=55)	精神障がい (n=30)
利用している	20.2	14.3	49.1	23.3
利用していない（利用していたが、現在利用していない場合も含む）	72.1	77.6	47.3	73.3
不明・無回答	7.8	8.2	3.6	3.3

相談支援を利用していない理由については、「困っていることがない」が最も多いが、「どこに相談してよいかわからない」が26.9%となっています。

■相談支援を利用していない理由

単位：%	全体 (n=186)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=114)	知的障がい (n=26)	精神障がい (n=22)
困っていることがない	58.1	67.5	46.2	27.3
どこに相談してよいかわからない	26.9	15.8	42.3	50.0
相談したくない理由があるから	1.6	0.9	0.0	4.5
その他	10.8	10.5	7.7	18.2
不明・無回答	4.8	5.3	7.7	4.5

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先については、「行政機関の広報紙」が最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「家族や親せき、友人・知人」となっています。

手帳の種類別にみると、身体障がいでは「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、知的障がいでは「サービス事業所の人や施設職員」、精神障がいでは「かかりつけの医師や看護師」がそれぞれ最も多くなっています。また、知的障がいでは「障がい者団体や家族会（団体の機関紙など）」「保育所、幼稚園、学校の先生」、精神障がいでは「民生委員・児童委員」がそれぞれ他に比べ多くなっています。

■障がいや福祉サービスなどの情報の入手先

単位：%	全体 (n=258)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=147)	知的障がい (n=55)	精神障がい (n=30)
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	29.8	32.7	36.4	20.0
行政機関の広報紙	36.0	44.9	23.6	33.3
インターネット	14.3	14.3	16.4	10.0
家族や親せき、友人・知人	26.7	24.5	30.9	26.7
サービス事業所の人や施設職員	18.6	16.3	40.0	10.0
障がい者団体や家族会（団体の機関紙など）	5.8	6.1	14.5	3.3
かかりつけの医師や看護師	23.3	27.2	12.7	36.7
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	12.0	12.2	7.3	16.7
民生委員・児童委員	5.4	5.4	1.8	10.0
保育所、幼稚園、学校の先生	4.3	1.4	16.4	0.0
相談支援事業所などの民間の相談窓口	3.5	3.4	9.1	3.3
行政機関の相談窓口	9.7	10.2	7.3	13.3
その他	3.1	2.0	3.6	6.7
不明・無回答	12.4	10.2	10.9	10.0

⑥ 権利擁護・虐待防止について

障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験については、「ある」と「少しある」で46.5%となっています。

■差別や嫌な思いの経験

単位：%	全体 (n=258)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=147)	知的障がい (n=55)	精神障がい (n=30)
ある	19.0	16.3	21.8	40.0
少しある	27.5	27.9	32.7	23.3
ない	48.1	52.4	41.8	26.7
不明・無回答	5.4	3.4	3.6	10.0

どのような場所で差別や嫌な思いを経験したかについては、「外出先」が最も多く、次いで「学校・仕事場」、「住んでいる地域」となっています。

手帳の種類別にみると、身体障がいと知的障がいで「外出先」、精神障がいで「住んでいる地域」がそれぞれ最も多くなっています。また、身体障がいで「仕事を探すとき」「余暇を楽しむとき」、知的障がいで「学校・仕事場」、精神障がいで「病院などの医療機関」がそれぞれ他に比べ多くなっています。

■差別や嫌な思いを感じた場面

単位：%	全体 (n=120)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=65)	知的障がい (n=30)	精神障がい (n=19)
学校・仕事場	35.0	29.2	46.7	26.3
仕事を探すとき	20.0	24.6	13.3	10.5
外出先	35.8	33.8	53.3	26.3
余暇を楽しむとき	16.7	21.5	6.7	15.8
病院などの医療機関	17.5	18.5	20.0	26.3
住んでいる地域	30.0	24.6	26.7	52.6
その他	7.5	7.7	0.0	5.3
不明・無回答	5.8	9.2	6.7	0.0

成年後見制度の認知度については、「名前も内容も知らない」が最も多く、次いで「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」、「名前も内容も知っている」となっています。

■成年後見制度の認知度

単位：%	全体 (n=258)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=147)	知的障がい (n=55)	精神障がい (n=30)
名前も内容も知っている	21.7	24.5	23.6	6.7
名前を聞いたことはあるが、内容は知らない	32.9	36.7	29.1	36.7
名前も内容も知らない	34.1	27.9	40.0	46.7
不明・無回答	11.2	10.9	7.3	10.0

成年後見制度の利用状況については、「利用していない」が最も多く、次いで「利用している」、「利用に向けて手続きを進めている」となっています。

■成年後見制度の利用状況

単位：%	全体 (n=258)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=147)	知的障がい (n=55)	精神障がい (n=30)
利用している	1.2	1.4	3.6	0.0
利用に向けて手続きを進めている	0.4	0.0	0.0	0.0
利用していない	86.8	87.1	89.1	90.0
不明・無回答	11.6	11.6	7.3	10.0

障害者虐待防止法の認知度については、「知らない」が「知っている」を上回っています。

■障がい者虐待防止法の認知度

単位：%	全体 (n=258)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=147)	知的障がい (n=55)	精神障がい (n=30)
知っている	35.3	40.8	32.7	26.7
知らない	56.6	53.1	60.0	60.0
不明・無回答	8.1	6.1	7.3	13.3

障がい者への虐待を受けたり発見したとき、通報する義務があることを知っているかについては、「知らない」が「知っている」を上回っています。

■障がい者への虐待に関する通報義務の認知度

単位：%	全体 (n=258)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=147)	知的障がい (n=55)	精神障がい (n=30)
知っている	32.6	32.0	34.5	30.0
知らない	58.5	61.2	58.2	56.7
不明・無回答	8.9	6.8	7.3	13.3

障がい者虐待の通報・相談先の認知度については、「知らなかった」が「知っていた」を上回っています。

■障がい者への虐待に関する通報・相談先の認知度

単位：%	全体 (n=258)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=147)	知的障がい (n=55)	精神障がい (n=30)
知っていた	15.9	17.7	12.7	10.0
知らなかった	75.6	76.9	80.0	76.7
不明・無回答	8.5	5.4	7.3	13.3

⑦ 防災対策について

火事や地震などの緊急時に一人で避難できるかについては、「できる」が最も多く、次いで「できない」、「わからない」となっています。

手帳の種類別にみると、身体障がいで「できる」、知的障がいで「できない」、精神障がいで「わからない」がそれぞれ最も多くなっています。

■災害発生時に一人で避難できるか

単位：%	全体 (n=258)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=147)	知的障がい (n=55)	精神障がい (n=30)
できる	45.7	51.7	20.0	36.7
できない	30.6	30.6	50.9	20.0
わからない	19.0	15.0	21.8	40.0
不明・無回答	4.7	2.7	7.3	3.3

家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなただけを助けてくれる人がいるかについては、「いる」が最も多く、次いで「わからない」、「いない」となっています。

手帳の種類別にみると、精神障がいでは「いない」が他に比べ多くなっています。

■近所に助けてくれる人がいるか

単位：%	全体 (n=258)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=147)	知的障がい (n=55)	精神障がい (n=30)
いる	37.6	41.5	34.5	20.0
いない	23.3	19.0	29.1	40.0
わからない	32.6	33.3	27.3	36.7
不明・無回答	6.6	6.1	9.1	3.3

火事や地震などの災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が最も多く、次いで「投薬や治療が受けられない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」となっています。

手帳の種類別にみると、身体障がいでは「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、知的障がいでは「安全なところまで、迅速に避難することができない」、精神障がいでは「投薬や治療が受けられない」がそれぞれ最も多くなっています。また、身体障がいでは「補装具や日常生活用具の使用が困難になる」「補装具や日常生活用具の入手ができなくなる」、知的障がいでは「救助を求めることができない」、知的障がいと精神障がいでは「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」「周囲とコミュニケーションがとれない」がそれぞれ他に比べ多くなっています。

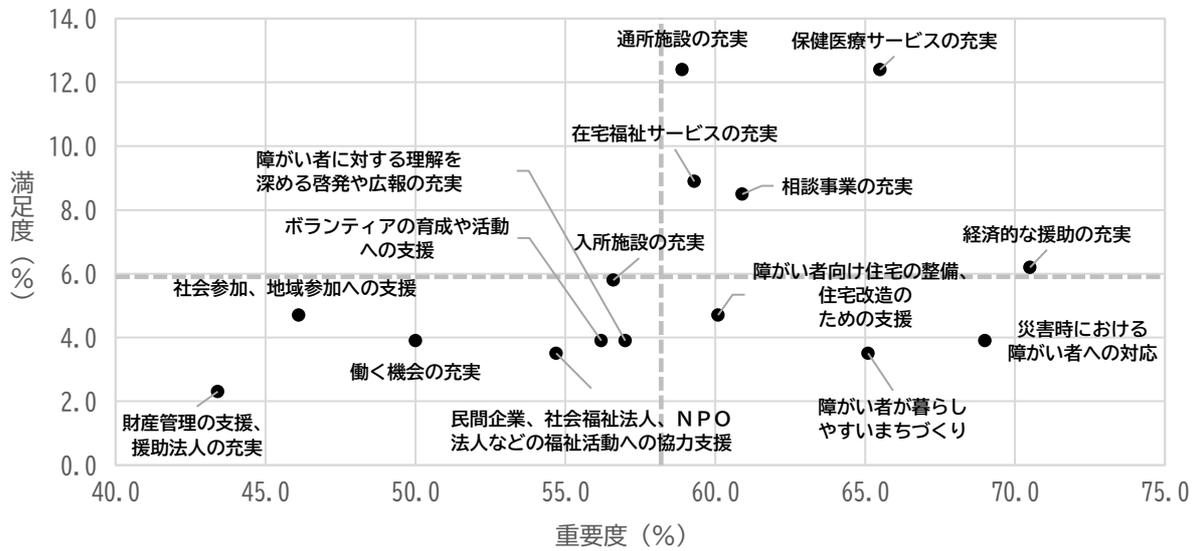
■災害時に困ること

単位：%	全体 (n=258)	手帳の種類別		
		身体障がい (n=147)	知的障がい (n=55)	精神障がい (n=30)
投薬や治療が受けられない	41.9	44.9	25.5	63.3
補装具や日常生活用具の使用が困難になる	15.9	24.5	5.5	3.3
補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	12.4	17.7	5.5	10.0
救助を求めることができない	15.9	12.9	34.5	13.3
安全なところまで、迅速に避難することができない	41.9	43.5	50.9	20.0
被害状況、避難場所などの情報が入手できない	22.1	15.6	38.2	36.7
周囲とコミュニケーションがとれない	16.7	8.8	38.2	30.0
避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	50.0	51.0	45.5	50.0
その他	2.7	4.1	1.8	3.3
特になし	13.6	12.9	10.9	16.7
不明・無回答	10.1	10.2	12.7	3.3

⑧ 障がい者施策について

市の障がい者施策の重要度と満足度については、「障がい者向け住宅の整備、住宅改造のための支援」、「障がい者が暮らしやすいまちづくり」「災害時における障がい者への対応」が重要度は高いものの、満足度が低くなっています。

■障がい者施策の重要度と満足度



3 十日町市地域自立支援協議会で検討された課題

十日町市地域自立支援協議会を中心にまとめた障がい福祉に関する地域課題は以下の通りです。

(1) 障がい者の権利擁護

- ・障がい者虐待に対する相談通報体制の周知と啓発
- ・成年後見制度の理解促進と普及啓発
- ・将来を見据えた体験の場の確保と自分らしく生活できる場の確保
- ・金銭管理に問題がある人に対する支援
- ・家族支援が見込めない単身障がい者や高齢障がい者に対する支援

(2) 相談支援の体制等について

- ・市、障がい者基幹相談支援センター、特定相談支援事業所の役割分担の明確化
- ・障がい者の抱える課題やニーズの多様化による特定相談支援事業所の業務負担の増加
- ・相談支援専門員の増員やスキルアップ
- ・福祉サービス事業所と特定相談支援事業所との連携の強化

(3) 地域の社会資源について

- ・障がい者の緊急時受け入れ先の確保
- ・地域資源を生かした地域生活拠点整備の推進
- ・福祉サービス事業所の人材不足、職員の高齢化
- ・福祉サービス事業所職員のスキルアップ
- ・障がい者に対する交通手段の確保と支援
- ・入浴サービスのニーズに対する資源の確保

(4) 障がい者の高齢化に対する対応と適切なサービス利用

- ・障がい福祉サービス利用者の介護保険サービスへの移行体制の確立
- ・本人の状態に適したサービスにつなげるための仕組みづくり

(5) 障がい児に対する支援

- ・医療的ケア児に対する個々の状況に応じた支援体制の確立と専門職の確保
- ・医療的ケア児コーディネーターの運営方針の明確化
- ・18歳到達に伴う「障がい児サービス」から「障がい者サービス」への切れ目ない支援体制の確立

4 十日町市の課題

(1) 住み慣れた地域での生活を支える仕組み

障がい者の現状から、障がい者本人の高齢化が進んでいます。介助者については、「父母・祖父母・兄弟」が最も多く、年齢についても「65歳以上」が最も多く、次いで「40～64歳」となっており、介助者の高齢化も進んでいます。また、福祉サービス事業所の人材不足や高齢化も課題となっています。

今後も、それぞれの障がいの特性や家庭環境等に応じて、希望する場所で生活できるよう、多様な支援や福祉サービスを提供していく体制が求められています。また、障がい者の重度化、介護者の高齢化や「親亡き後」を見据え、サービス提供事業所や近隣市町村とも連携を図りながら、障がい者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備を進めて行くことが必要です。あわせて、「障がい福祉に関するアンケート」（以下、「アンケート」という。）では市の障がい者施策の中でも「災害時における障がい者への対応」について、重要度が高いと考える人が多いものの満足度が低くなっており、より重点的に取り組んでいくことが求められています。

(2) ニーズに応じた福祉サービスを受けられる体制の確保

アンケートでは、利用したい障がい福祉サービスとして様々なサービスが挙げられており、障がい者が必要とする支援やサービスは多様化してきています。また、福祉分野でのサービスを担う人材の確保と育成が大きな課題となっています。

今後は、障がい者が地域の中で必要とするサービスを必要な時に利用しながら安心して生活できるよう、既存のサービスの質と量の確保に取り組んでいくとともに、障がい児の学校から社会への移行の際の切れ目ない支援、障がい者の状態に合わせた介護保険サービスへの移行の支援など、障がい者のライフステージにあわせた適切なサービスの提供に努めていく必要があります。

(3) 相談支援の充実

アンケートでは、相談支援について、「利用していない」人が多く、その理由として「どこに相談してよいかわからない」が4分の1を占め、その割合は特に知的障がいと精神障がいで多くなっています。

市では、障がい者基幹相談支援センターや指定相談支援事業所、福祉課などで相談支援を行うとともに、十日町市地域自立支援協議会や専門部会等において困難事例の対応検討等を行っています。また、障がい福祉サービスを利用するための計画相談支援については、市内3か所の特定相談支援事業所が行っており、相談窓口の周知が必要です。

さらに、人口減少・高齢化を背景として障がい者のニーズが多様化・複雑化しており、相談支援専門員の業務負担の増加につながっています。一般的な困りごと相談から、より専門的な知識を必要とする相談支援まで、多様なニーズに対応できる相談支援体制が求められています。

(4) 障がい児・者の権利擁護の推進

アンケートでは、差別や嫌な思いの経験について「ある」「少しある」と答えた方は、全体の4割台後半となっており、特に精神障がい者で高くなっています。また、障がい者の権利を守るための成年後見制度については、「名前も内容も知らない」が最も多く、制度の周知が足りていない現状があります。

市ではこれまでも障がい者との交流活動の創出や市報等を通じた広報など、障がいに対する理解促進を進めてきましたが、周知徹底されていない現状がアンケート結果から読み取れます。

今後も引き続き、様々な機会を通して、障がいへの理解促進や福祉教育を進めていくとともに、障がい者がこれからも住み慣れた地域で生活を送っていけるよう、支援していくことが重要です。あわせて、障がい者の親世代の高齢化が進んでいる状況から、将来の生活の不安を解消するための制度等についての周知を行う必要があります。

(5) 障がい児支援の充実

市では、人口減少・少子化を背景に、特別支援学級に在籍する児童生徒数や特別支援学級数は減少傾向もしくは横ばいとなっている一方で、通級による指導を受けている児童生徒は増加しています。

アンケートでは、学校生活を送るうえで必要なことについて、「教職員による障がいや障がいのある子どもに対する教育の理解」が最も多く、次いで「学習サポート体制や自立活動の指導の充実」、「通園や通学手段に関する移動の支援」となっています。

支援を必要とする児童生徒数が増加していることから、移動支援等を含めた障がい児福祉サービスの量と質を確保する必要があります。

また、障がいに対する理解を深め、障がい児一人ひとりの特性に合った障がい児福祉サービスを提供できるよう、保育を含めた福祉と教育・医療等との分野横断的な連携による支援を行っていく必要があります。

(6) 多様な社会参加への支援

障がい者の就労促進においては、法定雇用率の見直し等が行われたものの、全国における民間の法定雇用達成企業の割合は48.3%（令和4年）と半数以下になっています。

アンケートでは、今後収入を得る仕事をしたいかについては、「したくてもできない」が最も多くなっています。また、障がい者の就労支援として必要なことについては、「職場に障がいの理解があること」が最も多く、次いで「通勤手段の確保」、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」となっています。

今後、障がいがあっても一人ひとりが能力を発揮し、働くことができる環境の整備に向けて、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援の拡充に努めるとともに、企業等への理解促進を図ることが必要です。また、就労が困難な状況では、各種助成制度や年金等を活用して、生活を経済面から支援することが重要です。さらに、趣味や文化芸術活動、スポーツ、地域活動やボランティアといった障がいのある人の生涯学習や、様々な場面での社会参加を促進する取り組みの充実が求められます。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

平成30年3月に策定した「第3次十日町市障がい者計画・第5期十日町市障がい福祉計画・第1期十日町市障がい児福祉計画」では、「だれもが尊厳を持ち 地域で支え合う 人にやさしいまちづくり」、令和3年3月に策定した「第6期十日町市障がい福祉計画・第2期十日町市障がい児福祉計画」では、「(1) 自己決定の尊重と意思決定の支援による共生社会の実現/(2) 地域生活を支える障がい福祉サービス等の提供体制の整備/(3) 障がいのある児童の健やかな成長のための支援体制の整備」をそれぞれ基本理念に掲げ、サービス提供及び事業を進めてきました。

また、平成28年に策定した市の最上位計画である「第二次十日町市総合計画」では、「選ばれて 住み継がれるまち とおかまち」を目指すまちの姿とし、「基本方針1 人にやさしいまちづくり」において、障がい者福祉施策の方向性を位置づけています。

さらに、令和5年3月に策定した福祉分野の上位計画である「第4次十日町市地域福祉計画」では、「地域で支え合い みんなが安心して 心豊かに暮らせるまちづくりを目指して」を基本理念に掲げ、各事業を推進しています。

本計画においては、これまでの経過や総合計画及び地域福祉計画との整合性を図るとともに、国の第5次障害者基本計画の基本理念を踏襲し、下記の通り設定することとしました。

■基本理念

**地域で支え合い
みんなが安心して
心豊かに暮らせるまち**

～障がい者の社会参加による共生社会の実現にむけて～

2 基本目標

基本理念「地域で支え合い みんなが安心して 心豊かに暮らせるまち～障がい者の社会参加による共生社会の実現にむけて～」を実現するためのより具体的な目標として、7つの基本目標を設定します。

基本目標1：自立した生活の支援・意思決定支援の推進

身近な地域で相談ができるよう、障がい者基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図ります。また、自らの意思を決定することや、表明することが困難な人に対して、必要な意思決定支援を行います。

さらに、地域で自立した生活を営むことができるように障がい福祉サービスの量的・質的な充実、サービスを支える専門職やボランティアの育成・確保を行います。

基本目標2：保健・医療の推進

障がいの予防と重度化の防止を図るため、定期的な健康診断や健康に関する相談を行い、疾病の早期発見や治療、適切な療育へとつなげていきます。

また、精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、社会的入院の解消と地域への円滑な移行・定着を進めます。

さらに、精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム[※]の構築を目指します。

※医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など)が包括的に確保されたシステム

基本目標3：安全・安心な生活環境の整備

障がい者が安全に安心して暮らしていくことができるよう、公共施設等のバリアフリー化と移動手段の整備を推進します。

また、自然災害等に備え、障がい特性等に配慮した福祉避難所の確保、地域における避難支援体制づくりを推進します。

さらに、障がい者が犯罪や消費者トラブルなどの被害に遭わないよう支援します。

基本目標4：差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

社会のあらゆる場面において、障がいを理由とする差別の解消を進めるため、計画的かつ効果的な広報・啓発を図ります。

また、障がい者が安心して自立した生活を送れるよう、虐待防止や権利擁護の取り組みを推進します。

基本目標5：情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援の充実

障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、ICT の活用など情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図ります。

また、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用を促進し、意思疎通支援の充実を図ります。

基本目標6：教育および文化活動等の振興

障がいのある幼児、児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やします。

また、障がいの有無に関わらず可能な限り共に教育を受けられるよう、インクルーシブ教育システムの整備を推進します。

さらに、障がい者が自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化活動等の様々な機会を通じた社会参加を促進します。

基本目標7：雇用・就業、経済的自立の支援

障がい者が、その適正に応じて能力を十分に発揮できるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図ります。

また、一般就労が困難な者に対しては工賃の水準の向上を図るなど、総合的な就労支援を推進します。

さらに、地域で自立した生活を営むことができるよう、年金や各種助成制度の周知等を実施し、経済的自立を支援します。

3 施策の体系

基本理念

施策体系

地域で支え合い

みんなが安心して

心豊かに暮らせるまち

障がい者の社会参加による共生社会の実現にむけて

基本目標1 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 障がい者への相談支援体制の強化 【☆】
- (2) 意思決定支援の推進
- (3) 障がい者（児）福祉サービスの充実と質の確保 【☆】
- (4) サービスを支える専門職やボランティアの育成・確保

基本目標2 保健・医療の推進

- (1) 疾病の早期発見と治療、適切な療育の推進
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進 【◇】
- (3) 難病などの障がいのある人への支援の充実

基本目標3 安全・安心な生活環境の整備

- (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり
- (2) 安全な交通の確保
- (3) 防災、除雪対策の推進 【☆】
- (4) 防犯対策と消費者トラブル対策の推進

基本目標4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 差別の解消と障がいに対する理解の促進
- (2) 障がい者への虐待防止と権利擁護の推進
- (3) 行政等における合理的配慮の充実

基本目標5 情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援

- (1) 情報アクセシビリティの向上
- (2) コミュニケーション支援の充実

基本目標6 教育および文化活動等の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 福祉教育等の推進
- (3) 文化芸術、スポーツ活動の推進

基本目標7 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 障がい者への就労支援
- (2) 各種助成制度の周知・活用
- (3) 障がい者雇用の促進

※下記二つに該当する取り組みには、上記体系及び第4章で【☆】【◇】を表示。

☆：重点施策、◇：新規施策

第4章 障がい者計画

1 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

地域の抱える問題や課題は多様化し、複雑化しています。そのため、医療福祉総合センター内に総合相談窓口を設置するなど障がい者やその家族を含めた対象者の属性を問わず、市の関係課や支援機関との連携による包括的な相談支援体制づくりを進めています。

また、令和2年4月に設置した「障がい者基幹相談支援センター」では、地域の相談支援の拠点として総合相談・専門相談、困難事例の対応検討等を行っているほか、相談支援事業所との連携体制を構築してきました。

一方で、アンケートでは相談支援について「どこに相談してよいかわからない」という意見もあるため、相談の窓口の周知を強化していく必要があります。

今後も、障がい者が地域で自立していくためには、各機関の連携による障がい福祉サービスの提供体制の充実が必要です。十日町市地域自立支援協議会等を活用し、地域の関係機関におけるネットワークの構築を図り、当事者からの意見を反映させながら、地域課題の抽出及び対応する施策について継続的な協議を行っていくことが重要です。

(1) 障がい者への相談支援体制の強化 【☆】

障がい種別や年齢等を問わず、総合的な支援を行うために、医療、保健、福祉、介護、教育分野等と連携し、切れ目ない相談支援を実施します。また、「障がい者基幹相談支援センター」に専門職を配置し、地域の相談機関等との連携や専門的な指導助言、人材育成を行います。

事業	事業内容
①相談窓口の充実	地域における相談支援の中核的な役割を担う「障がい者基幹相談支援センター」を中心に、各施設や関係機関との連携を密にして相談支援体制の充実を図ります。また、民生委員・児童委員等、地域における身近な相談者に対し、相談窓口の周知や情報提供に努めます。
②ライフステージに応じた切れ目ない相談支援体制の強化	児童期からの発達段階に応じた相談体制など、ライフステージにあわせた切れ目ない相談支援体制を強化します。また、高齢障がい者の個々の状態に応じて介護保険サービスへの移行を支援します。
③計画相談・ケアマネジメント等の充実	地域における日常生活や社会参加を支援するためのサービスの情報提供や利用の助言を行う地域生活支援事業、相談支援事業を継続して実施します。 また、地域生活を支援するため個々の状況を把握し、それぞれに応じたサービス等利用計画作成やサービスの調整、モニタリングの見直しなどを行う計画相談支援を実施します。
④障がい者基幹相談支援センターの機能強化	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務等を行う「障がい者基幹相談支援センター」の機能について計画的・段階的に強化を図ります。

(2) 意思決定支援の推進

自ら意思を決定することが困難な障がい者に対し、必要な意思決定支援を行い、それに基づいて支援やサービスが受けられるよう、意思決定支援体制の強化に取り組みます。

事業	事業内容
①意思決定支援の充実	相談支援専門員等に対し、研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインの普及を図ることにより、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援を推進します。
②成年後見制度等の理解及び利用促進	障がい者の権利擁護や成年後見制度等に関する理解促進を図るとともに、知的障がいやその他の精神上的障がいのある人が成年後見制度を円滑に利用することで、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
③成年後見制度中核機関の機能強化	十日町市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的な機能（広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援）を計画的・段階的に整備していきます。

(3) 障がい者（児）福祉サービスの充実と質の確保 【☆】

障がい者が地域で安心して暮らしていくために、ライフステージや状況の変化に応じた適切なサービスの提供を確保します。また、入所施設やグループホームなど、地域に必要な施設等の整備について関係事業所等と協議し、体制の確保に努めるとともに、今後の入所施設のあり方も踏まえて、地域で障がい者を支える仕組みを検討します。なお、「十日町市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、障がい者一人ひとりのニーズに応じた各種サービスの充実や質の向上を計画的に推進します。

事業	事業内容
①障がい福祉サービス等の充実	「十日町市障がい福祉計画」に基づき、障がい者が日常生活又は社会生活を営むための支援を行うとともに、サービスの充実を図ります。
②障がい児サービス等の充実	「十日町市障がい児福祉計画」に基づき、障がい児の特性に応じたサービスの充実を図ります。
③リハビリテーション体制の充実	日常生活の自立支援のための訓練を行うとともに、地域におけるリハビリテーション提供体制の充実に努めます。
④介護保険サービスとの連携	高齢障がい者の個々の状態に応じた介護保険サービスの利用等、地域資源を横断的に利用できる体制の充実を図ります。
⑤地域移行・地域定着の推進	地域生活支援拠点等を整備し、緊急時の受け入れ対応ができる体制を確保するとともに、体験の機会・場の提供を行い、入所施設・病院、親元からグループホームや一人暮らしなどへの生活の場の移行が図られるよう、地域で障がい者を支える体制の充実を図ります。
⑥福祉サービスの適正利用	事業者が提供するサービスの質の向上を図るため、十日町市地域自立支援協議会等を活用し客観的に評価するとともに、給付の適正化を図ります。

(4) サービスを支える専門職やボランティアの育成・確保

障がい者が地域で安心して暮らしていくために、障がい者にかかわる職員や専門員の人員の確保と資質の向上に努めます。

また、行政やサービス提供事業者だけでなく、地域住民の支援やNPO、ボランティア、各種団体等の存在が必要です。各団体と連携し、ボランティア等とその支援を必要としている人たちを結びつける仕組みづくりに取り組みます。

事業	事業内容
①福祉に携わる職員の資質の向上	行政や施設の職員に対して、障がいについての正しい知識と理解の啓発を行うとともに、より専門的な知識や技術の研修と情報交換の機会を設け、資質の向上を図ります。
②相談支援専門員の確保・育成	サービス等利用計画の作成が円滑に行われるようサービス提供事業者とも連携し、相談支援専門員の確保・育成を図ります。
③障がい者関係団体等への支援	障がい者の社会参加を進めるため、障がい者関係団体等の活動が円滑に進むよう協力します。
④ピアサポート活動の推進	障がい者など同じ立場にある人がサポートし合うピアサポート活動を推進します。
⑤ボランティア活動への参加促進	誰にでも気軽に参加できるボランティア活動の広報や初心者向けのボランティア体験の場を提供し、ボランティア活動への理解を深めます。



2 保健・医療の推進

障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・治療のために、保健・医療サービスの適切な提供が重要です。障がいのある児童や発達に不安のある児童については、できるだけ早期に必要な療育を行うことが、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上につながるため、障がい等の早期発見・受診勧奨を行っていく必要があります。

また、市では精神障害者保健福祉手帳所持者数や自立支援医療（精神通院）受給者数が増加しており、メンタルヘルスに課題を持つ人が増えています。県内の精神科医療体制も変化しており、病状に合わせた相談対応が必要となっています。そのため、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進していくことが重要です。

さらに、発達障がいや難病、高次脳機能障がい等の障がい者それぞれの特性に応じた相談支援体制の充実も必要です。

(1) 疾病の早期発見と治療、適切な療育の推進

定期的な健康診査や健康に関する相談を通じ、疾病の予防についての意識啓発を行い、障がいの予防と重度化の防止を図ります。

また、乳幼児健診や保育園、学校等との連携により、疾病や発達障がい等の早期発見・受診勧奨を行い、専門家による診察・指導につなげます。

事業	事業内容
①疾病の予防と啓発	将来的に疾病や障がいにつながらないよう健康教育を実施し、市民の疾病に対する知識向上を図るとともに健康相談や健康診査、訪問歯科検診などの様々な機会を通じて疾病の予防についての意識啓発を行います。
②児童の疾病等の早期発見と早期治療・療育の充実	乳幼児健診や保育園、学校等との連携により、疾病や発達障がい等の早期発見・受診勧奨を行い、専門家による診察・指導につなげます。また、各種機関と連携し、児童一人ひとりに応じた早期療養・早期対応を行います。
③医療費の助成	各種医療費助成に関する情報の提供を図り、障がいの原因となる疾病の治療及び経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの推進 【◇】

精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、普及啓発が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

事業	事業内容
①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進	精神障がい者とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進します。
②心の健康に関する相談支援体制の充実	心の健康についての専門家による「こころの健康相談」を定期的に開催するほか、保健所の相談員や市の保健師が随時相談を受け、適切な支援を行います。また、地域の医療機関や相談支援事業者との連携を図ります。
③社会的ひきこもり等への支援	思春期・青年期における不登校や社会的ひきこもりへの取り組みとして、相談支援ネットワーク会議の開催や各関係団体との連携により当事者や家族への支援を行います。
④医療連携体制の構築	心の不調を抱える人が地域において適切な相談や医療が受けられるよう、本人や家族に周知するとともに医療機関と連携し、適切な治療や支援につなげます。
⑤メンタルヘルスに関する周知・啓発	関係機関と連携し、心の健康についての講演会や健康相談等を実施します。
⑥精神障がい者の地域移行・地域定着の促進	精神障がい者に対し、生活訓練事業などを活用した自立への支援を行うとともに、地域での受け入れのための居住施設、就職先などの環境づくりに努めます。

(3) 難病などの障がいのある人への支援の充実

難病患者や医療的ケアを必要とする人などが、在宅で生活をする上で必要なサービス提供が受けられるよう、相談支援体制の充実を図ります。また、関係機関・団体・事業所間での連携を強化し、ライフステージを通じて継続的な支援が行われるよう、地域で支援する体制づくりを進めます。

事業	事業内容
①難病等に関する相談支援体制の充実	難病患者一人ひとりの状態に合わせた支援が受けられるよう、関係機関と連携し適切な相談支援を行います。
②高次脳機能障がいへの対応	高次脳機能障がいの実態を把握し、一人ひとりの状態に合わせた支援が受けられるよう、関係機関と連携し適切な相談支援を行います。
③小児慢性特定疾病患者に対する支援	児童一人ひとりの状態に合わせた支援が受けられるよう、関係機関と連携し適切な支援を行います。

3 安全・安心な生活環境の整備

障がい者が地域活動や趣味、就労など様々な機会での社会参加していくためには、外出が容易にできる生活環境の整備が必要です。あわせて、放課後等デイサービスや就労支援施設等への通所、医療機関への通院にかかる交通手段の確保も課題となっています。

また、近年は全国各地で予測の難しい大規模な自然災害が発生しています。アンケート結果では「災害時における障がい者への対応」について、特に重要度が高いものの満足度が低くなっており、より重点的に取り組んでいくことが求められています。

さらに、障がい者は犯罪などに対して非常に弱い立場にあり、周りからの支援が必要なことから、関係機関との連携を図りながら支援していく必要があります。

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり

障がい者にやさしいまちづくりのため、公共施設等のバリアフリー化を進め、その情報を提供します。また、障がいのあるなしに関わらず使用できるユニバーサルデザインの考え方のもとにまちづくりを進めます。

事業	事業内容
①公共施設のバリアフリー化	引き続き、公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、多目的トイレ（オストメイト対応等）の設置等、市施設の改善や整備を行い、障がいのある人等にやさしいまちづくりを進めます。
②公共施設等のバリアフリー情報の提供	市内にある多目的トイレ等の情報をまとめてホームページ等に掲載し、障がい者が外出しやすい環境を整えます。
③民間建築物のバリアフリー化の推進	安全・安心なまちづくりを目指した、民間建築物や住宅のバリアフリー化を推進します。
④ユニバーサルデザインの導入と普及	障がいのあるなしに関わらず使用できるユニバーサルデザインの考え方について広報活動を行い、利用促進に努めます。
⑤地域で支え合う仕組みづくり	障がいのあるなしに関わらず共に支え合うまちづくりを進め「心のバリアフリー」の意識啓発を進めます。

(2) 安全な交通の確保

障がい者の積極的な社会参加を進めていくためには、外出しやすい環境や移動手段の整備を行うことが重要です。そのため、地域や関係機関と連携を図りながら、移動支援サービスの充実や交通安全の意識づくり等に取り組めます。

事業	事業内容
①移動支援サービスの充実	地域や関係機関と連携を図りながら、通所通院にかかる交通手段の確保に向けた検討を行います。 また、各種サービスや助成制度等を通じて、屋外で移動が困難な障がい者の移動を支援し、地域における自立生活及び社会参加を促進します。
②安全で快適な道づくり	歩道の段差解消や点字ブロックの設置等による安全で快適な道づくりを推進します。また、おもいやり駐車スペースの利用マナー等について市民意識の啓発を行います。

事業	事業内容
③交通安全の意識づくり	障がい者に対し、学校教育や福祉サービスの中で交通安全に関心を持ってもらえるよう、交通安全教育や啓発活動を行います。

(3) 防災、除雪対策の推進 【☆】

障がい者の中には有事の際に支援を必要とする人も多く、地域や関係機関と連携しながら障がい者それぞれの特性に配慮した防災体制を整備します。

事業	事業内容
①市民の避難誘導體制の整備	障がい者やその家族の非常時における安否確認体制や連絡通報体制を整備し、福祉避難所の円滑な運営に努めます。
②緊急時における通信・通報手段の整備	知的障がいや視覚、聴覚に障がいのある人など、障がい者の特性に応じた通信・通報方法の充実に努めます。
③地域ぐるみの防災体制の整備	地域の自主防災組織を中心に、障がいのある人が安全で安心して暮らせる地域ぐるみの防災体制づくりを推進します。
④事業所における防災体制の整備と感染症対策の取り組み	事業所に対し、障がい者の利用に配慮した改修や防災訓練の実施を働きかけ、災害発生時の連絡通報体制、避難誘導體制の確立を図るとともに防災・防火意識の高揚に努めます。 また、感染症対策を含めた「業務継続計画（BCP）」に基づき、安定的・継続的に障がい福祉サービス等が提供されるよう、管内の事業者に対して適切な援助を行います。
⑤除雪体制の支援	冬季間の避難経路確保等のため、障がい者世帯に対する支援を行います。

(4) 防犯対策と消費者トラブル対策の推進

各種団体等と連携し、地域における障がい者の安全を守るための仕組みづくりを推進します。また、障がい者が犯罪や消費者トラブルなどの被害に遭わないように情報提供や支援を図ります。

事業	事業内容
①防犯組織の強化	自治会、町内会との連携により自主防犯組織の結成・育成を支援し、警察等とも連携して見守り体制の強化を図るとともに、防犯情報の提供に努めます。
②消費者被害の防止	振り込め詐欺などの被害に遭わないよう、広報活動・啓発活動を強化するとともに悪質な商取引に巻き込まれないよう、正しい情報の提供に努めます。

4 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

市では、これまでも障がい者との交流活動の創出や市報等での情報発信を行い、障がいに対する理解促進と権利擁護を推進してきました。

しかし、アンケートでは、障がい者の中には、差別や嫌な思いを経験したことのある人が一定数いるほか、障がい者への虐待に関する通報・相談先を知らなかった人が75.6%となっています。

障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化されます。今後も様々な機会を通して、障がいへの理解促進や虐待防止対策を進め、障がい者がこれからも住み慣れた地域で生活を送っていただけるよう、相談先の周知や合理的配慮も進めていくことが重要です。また、障がい者やその家族の高齢化が進んでいる状況から、将来の生活の不安を解消するための成年後見制度等の利用促進を図る必要があります。

(1) 差別の解消と障がいに対する理解の促進

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、障がいのあるなしに関わらず、分け隔てなく全ての市民がお互いを尊重し合い、助け合い、あらゆる差別のない共生社会を実現することが重要です。障がいを理由とする差別の解消を目指し、広報活動や各種行事を通じてノーマライゼーション意識の普及啓発と、障がい者に対する理解や合理的配慮の提供等に関する啓発に努めます。

事業	事業内容
①障がい者差別を解消するための取り組み	障がい者への差別解消の啓発を図るとともに、不当な差別を受けた障がい者が適切な対応を受けられるよう、相談・対策・再発防止を行う体制の充実を図ります。
②合理的配慮の提供等に関する啓発	地域における合理的配慮の提供を促進するため、市民や事業主等に対し、具体的事例を紹介する等、情報提供及び啓発を行います。
③障がいや障がい者についての理解の促進・啓発	市報等や各種メディアを活用した広報活動、市民講演会、福祉団体等の各種行事を活用し、障がいについて情報発信を行い、正しい理解の促進・啓発広報活動を推進します。

(2) 障がい者への虐待防止と権利擁護の推進

虐待行為など障がい者の権利侵害は、初期の段階での対応が大切であり、虐待防止の啓発を充実し虐待の防止を図るとともに、早期発見から適切な対応につなぐ連絡・連携体制の確立と再発防止対策を講じていきます。

また、知的障がいその他精神上的の障がいにより判断能力が不十分なため、契約等の法律行為における意思決定が困難な人が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、財産の保全管理や各種申請など、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進を図ります。

さらに、十日町市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、障がい者やその家族の権利擁護のため、成年後見制度中核機関の機能を強化していきます。

事業	事業内容
①虐待等への的確な対応のための体制整備	障がい者への虐待防止の啓発を図るとともに、虐待の早期発見のためチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体と連携強化による速やかな連絡・連携体制と再発防止対策を講じます。
②成年後見制度等の理解及び利用促進（再掲）	障がい者の権利擁護や成年後見制度等に関する理解促進を図るとともに、知的障がいその他の精神上的の障がいのある人が成年後見制度を円滑に利用することで、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
③成年後見制度中核機関の機能強化（再掲）	十日町市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能（広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援）を計画的・段階的に整備していきます。

(3) 行政等における合理的配慮の充実

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行うとともに、障がい者への理解を促進するため必要な研修を実施するなど、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底します。

事業	事業内容
①窓口等における障がい者への配慮	窓口等における合理的配慮の提供を充実させるため、職員教育を行うとともに、障がい者への配慮の徹底を図ります。

5 情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援

障がい者が豊かで安心・安全な生活を送るためには、障がい福祉制度をはじめ、様々な情報を十分に取得でき、円滑な意思疎通を図ることができる環境が必要です。そのため、障がい者それぞれの特性に配慮した情報提供やコミュニケーションの支援が求められています。

(1) 情報アクセシビリティの向上

市からのお知らせや行政サービス、イベントなどの情報提供にあたっては、ホームページやSNS等の様々な媒体やICTの利活用を促進するなど、それぞれの障がいの特性に応じた、誰もが利用でき、わかりやすいものとなるように努めます。

事業	事業内容
①行政情報の適切な発信	障がい者が、市ホームページ等における情報や機能を支障なく使用できるよう、情報アクセシビリティに配慮した方法による広報活動を行います。
②音声データによる広報	「市報とおかまち」等を音声データ化し、視覚障がいのある人への情報提供を行います。

(2) コミュニケーション支援の充実

市では、「手話」とはひとつの言語であるとの認識に基づいて、手話に対する理解と普及を推進するため、平成30年に「十日町市みんなの心をつなぐ手話言語条例」を制定しました。今後も、市民等に対する手話への理解促進や普及を図ります。また手話に限らず、障がい者の特性に応じた意思疎通支援が受けられるよう、コミュニケーション支援体制の充実を図ります。

事業	事業内容
①意思疎通支援者の派遣	聴覚や発語に障がいのある人への情報提供やコミュニケーションを支援するため、手話通訳・要約筆記等の意思疎通支援者の派遣を行います。
②手話奉仕員の養成	聴覚障がい者団体等と連携し、日常会話程度の手話技能を有した手話奉仕員の養成を行います。
③窓口等における障がい者への配慮（再掲）	窓口等における合理的配慮の提供を充実させるため、職員教育を行うとともに、障がい者への配慮の徹底を図ります。

6 教育および文化活動等の振興

市では、特別支援学級に在籍するの児童生徒数や特別支援学級数は減少傾向もしくは横ばいとなっている一方で、通級による指導を受けている児童生徒数が増加しており、保育を含めた福祉と教育・医療等との分野横断的な連携による支援を行っていく必要があります。

また、障がい者の平日の日中の過ごし方について、アンケートでは「特に何もしていない」という回答も多く、必要に応じて就労だけでなく、趣味や文化芸術活動、スポーツなど、地域や社会と様々な接点を持ち、喜びや楽しみを共有し、認め合い支え合うことができるよう、地域の各種団体等と連携し、障がい者の社会参加を促進する取り組みの充実が求められます。

(1) インクルーシブ教育システムの推進

令和4年6月に成立した「こども基本法」では、障がい児について希望する支援を適切に受けることができるような体制整備が求められています。また「医療的ケア児支援法」では、日常的に医療的ケアを必要とする子どもの支援環境の整備や関係機関との連携を通し地域一体となって支援することが求められています。

引き続き、子ども同士が平等に教育を受けられるよう、教育委員会等関係機関と連携しながら教育環境の整備を進め、乳幼児期から将来を見据え一貫した支援体制の整備・充実を図っていきます。

事業	事業内容
①特別支援教育の充実	児童生徒の障がいの状態、発達段階、特性などを理解し、特別な配慮のもとで適切な教育を行うことで能力や可能性を最大限に伸ばして、自立する人間の育成に努めます。また、教育支援員や加配保育士等、必要な人員の確保に努めます。
②インクルーシブな教育の環境の充実	障がいのある子とない子が共に学び合うインクルーシブ教育の考え方に沿った交流の場や共に学ぶ場の充実に努めます。
③学校教職員、保育士等への研修	障がい児の特性についての研修等を実施し、教職員や保育士等の見識と指導力の向上を図ることで適切な指導の充実に努めます。
④療育・教育に係る相談体制の充実	児童の療育や教育上の課題について、児童、保護者及び教育関係者の相談に基づき、必要な支援体制や進路に対して助言や支援を行います。

(2) 福祉教育等の推進

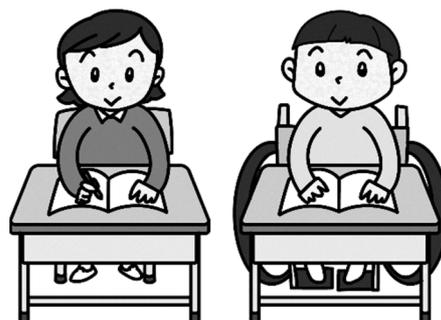
学校教育の段階で児童生徒が障がいを理解し行動できるよう、人権教育や道徳教育、福祉・ボランティア教育等で思いやりを持つ心の育成に努めます。また、幼児期や学童期だけでなく、関係団体との連携による講演会等を開催し、障がいに対する理解を深める機会の充実に努めます。

事業	事業内容
①人権教育や障がい理解のための学習機会の充実	関係団体と連携したイベントや、まちづくり出前講座などを通じ、人権教育や障がいに対する理解を深める機会の充実に努めます。
②公共サービスに携わっている者への啓発	市職員等、公共サービスに従事する者に対して啓発や研修を行い、障がいについての正しい知識と具体的な支援のあり方についての理解を深め、福祉サービスの向上を図ります。

(3) 文化芸術、スポーツ活動の推進

障がい者の社会参加を促進し相互理解につなげるため、障がいのあるなしに関わらず、交流を深めることのできる文化活動や、スポーツ・レクリエーション活動の場の提供・支援を行います。

事業	事業内容
①文化芸術・スポーツ活動への支援	文化芸術、スポーツ活動の指導者やボランティアを養成するとともに、障がい者が文化・スポーツ活動に参加しやすいよう支援します。
②体育施設等のバリアフリー化	文化・スポーツ活動を楽しめるよう、市内の公共関連施設のバリアフリー化を進めます。



7 雇用・就業、経済的自立の支援

障害者雇用促進法において、障がい者の雇用率の見直し等が行われ、障がい者に対する就労支援体制の整備が進む一方、アンケートでは、今後収入を得る仕事をしたいかについては、「したくてもできない」が最も多く、就労支援として「職場の障がいへの理解」や「勤務時間等の調整」「通勤手段の確保」が必要であるという回答が多くなっています。

障がいがあっても一人ひとりが能力を発揮し、働くことができる環境の整備に向けて、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援と、企業等への理解促進を図ることが必要です。また、就労が困難な状況では、各種助成制度や年金等を活用して、生活を経済面から支援することが重要です。

(1) 障がい者への就労支援

障がい者の就労を促進していくため、国・県等の施策を活用するほか、関係機関等と連携し、就労支援を進めます。また、障がいの程度に応じた支援として、福祉施設などにおける就労の充実にも取り組みます。

事業	事業内容
①社会的及び経済的自立の促進	障がい者が地域で自立した生活を営むため就労継続支援事業所等と連携し、就労への意識の促進を図ります。
②求人・求職者情報の提供	公共職業安定所（ハローワーク）、就業・生活支援センター等との連携を図り、適切な求人・求職者情報が提供できる環境づくりを促進します。
③職業リハビリテーションの提供	公共職業安定所（ハローワーク）、就業・生活支援センター等において、障がいの状況に応じた職業リハビリテーションを提供します。

(2) 各種助成制度の周知・活用

各種手当や助成、減免等による経済面での支援を行い、障がい者とその家族の経済的な負担の軽減を図ります。また、各種制度の内容を広報やホームページで広く周知し、利用を促進します。

事業	事業内容
①各種助成制度の周知	市窓口やホームページ、市報等で各種助成制度の周知を図り、必要な方への利用を促進します。
②各種年金支給の周知	市窓口やホームページ、市報等で障がい者に対する障害年金等の周知を図り、制度への理解・普及に取り組みます。

(3) 障がい者雇用の促進

障がい者に対し、職業、訓練等について情報の提供と周知に努めるとともに、企業に対して障がい者を雇用するために必要な知識や制度の普及に努め、一緒に働く人の理解促進を進める等、雇用環境の整備に取り組むほか、障がい者の就労後の職場でのサポート等、就労定着・離職の防止に努めます。

事業	事業内容
①市役所における障がい者雇用の推進	十日町市障がい者活躍推進計画に基づき、市役所における障がい者雇用を推進することで、障がい者の活躍の場の拡大に努めます。
②雇用環境の整備促進	障がい者雇用対策を引き続き推進します。 また、公共職業安定所（ハローワーク）、就業・生活支援センター等と連携し、障がい者の雇用についての理解の促進を図ります。なお、雇用障がい者の雇用環境を整備するため、各事業所に対し、障がい者の状態に応じた適切な対応がとれるよう情報提供や相談・指導に努めます。
③公共職業安定所（ハローワーク）等との連携と就労相談	障がい者雇用が促進されるようハローワーク、商工会議所等と連携し、就職情報の提供に努めるほか、就労への支援と総合的な相談支援体制の確立に努めます。
④障がい者の雇用促進ための各種助成制度の周知	公共職業安定所（ハローワーク）、就業・生活支援センター等と連携し、障がい者の雇用促進ための各種助成制度の周知を図ります。



第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 成果目標等

国の基本指針等に基づき、令和8年度末における成果目標について直近の状況等を踏まえて、次のとおり設定します。また、相談支援体制の充実・強化等、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組み等に関し、新たに成果目標及び活動指標を定め、関係機関等と連携しながら整備を行っていきます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、基準となる時点を令和4年度末時点とし、これまでの実績、障がい者の高齢化・重度化の状況等、地域の実情を踏まえて、令和8年度末における成果目標を次のとおり設定しています。

■国の基本方針（令和8年度末の目標）

- ・地域移行者数：令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域移行
- ・施設入所者数：令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

■市の目標（令和8年度末の目標）

項目	数値	備考
【現状】施設入所者数（令和4年度末時点）（A）	58人	
【目標】施設入所者数（令和8年度末時点）（B）	55人	
【成果目標】 地域生活への移行者数（C）	4人	グループホーム等へ移行した人数 移行割合（C/A）
	6.9%	
【成果目標】 施設入所者の削減数（D）	3人	削減割合（D/A）
	5.1%	

(2) 地域生活支援の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援の体制充実を図ります。

■国の基本方針（令和8年度末の目標）

- ・各市町村又は圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

■市の目標（令和8年度末の目標）

項目	成果目標	備考
地域生活支援拠点等の整備	1 か所	障がい者基幹相談支援センター及び相談支援事業所がコーディネートし、相談対応及び緊急時の受け入れ体制を整えます。
コーディネーターの配置人数	2 人	
地域生活支援拠点等の運営状況の点検	年 1 回	自立支援協議会において、年 1 回の検証及び検討を行います。
強度行動障がい有する方への支援体制	有	

（3）福祉施設から一般就労への移行等

障がい者のニーズ及び適性や能力に応じた就労ができるよう、事業者・ハローワーク等と協力し、情報の共有や提供に取り組みます。

■国の基本方針（令和8年度末の目標）

①一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
・①のうち、就労移行支援事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.31倍以上
・①のうち、就労継続支援A型事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.29倍以上
・①のうち、就労継続支援B型事業による一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
③就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
④就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

■市の目標（令和8年度末の目標）

・福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	備考
一般就労移行者数	6 人	令和3年度に福祉施設から一般就労した人数
【成果目標】	10 人	
一般就労移行者数	1.67 倍	

・就労移行支援事業による一般就労への移行者数

項目	数値	備考
一般就労移行者数	1 人	令和3年度において就労移行支援事業を利用し一般就労した人数
【成果目標】	2 人	
一般就労移行者数	2.0 倍	

・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合

項目	数値	備考
就労移行支援事業所数	2 か所	令和4年度末における就労移行支援事業所数
【成果目標】 就労移行支援事業所数	1 か所	
	50.0%	

・就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	備考
一般就労移行者数	0 人	令和3年度において就労継続支援 A 型事業所から一般就労した人数
【成果目標】 一般就労移行者数	1 人	
	一倍	

・就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数

項目	数値	備考
一般就労移行者数	5 人	令和3年度において就労継続支援 B 型事業所から一般就労した人数
【成果目標】 一般就労移行者数	7 人	
	1.4 倍	

・就労定着支援事業利用者数

項目	数値	備考
就労定着支援事業利用者数	0 人	令和3年度の就労定着支援事業利用者数
【成果目標】 就労定着支援事業利用者数	1 人	
	一倍	

・就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合

項目	数値	備考
就労定着支援事業所数	1 か所	令和4年度末における就労定着支援事業所の数
【成果目標】 就労定着支援事業所数	1 か所	
	100.0%	

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の健やかな育成のための発達支援を行えるよう、関係機関が連携し、障がい児とその家族の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する支援体制の構築を図ります。

■国の基本方針（令和8年度末の目標）

- ・児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1か所以上設置
- ・全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は圏域に1か所以上確保
- ・各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

■市の目標（令和8年度末の目標）

項目	成果目標	備考
児童発達支援センターの設置	0か所	十日町市発達支援センターが求められる役割を担っており、今後も継続します。
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	ふれあいの丘支援学校等、インクルージョンを推進する体制を継続します。
目標年度末時点での保育所等訪問支援の提供体制の確保	0か所	十日町市発達支援センターが求められる役割を担っており、今後も継続します。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の設置数	0か所	十日町市発達支援センターが求められる役割を担っており、今後も継続します。
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所等の設置数	0か所	地域の実情を踏まえ、既存事業所等と継続して協議をします。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	有	年5回程度開催します。
医療的ケア児等に対する関連分野を調整するコーディネーター	有	障がい者地域生活支援センターあおぞら、十日町市発達支援センターに在籍

(5) 相談支援体制の充実・強化等

地域の相談支援体制の強化、総合的・専門的な相談支援体制の整備に努めます。

■国の基本方針（令和8年度末の目標）

- ・各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保。

■市の目標（令和8年度末の目標）

項目	成果目標	備考
基幹相談支援センターの設置	1か所	令和2年4月に設置済
地域の相談支援体制の強化を図る体制	有	市内の福祉法人と定期的に検討を行い、体制強化を図ります。
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	実施	自立支援協議会専門部会などにおいて実施しており、今後も継続します。

■市の活動指標

	令和 5年度実績 (見込み)	見込値			備考
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	82件	90件	100件	100件	相談支援事業所に対する困難ケースへの助言件数及び困難ケース台帳を付け合わせた回数
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	10件	12件	12件	14件	機能強化事業等で研修会を開催。さらに相談支援事業所連絡会を活用した事例検討会等を予定しています。
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	21回	20回	20回	20回	相談支援事業所連絡会、市内法人との検討会、困難ケース台帳を付け合わせた回数
個別事例の支援内容の検証の実施回数	2回	4回	4回	6回	今後、個別支援会議後の効果検証の場を設けます。

	令和 5年度実績 (見込み)	見込値			備考
		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
基幹相談支援センター における主任相談支援 専門員の配置人数	0人	0人	0人	0人	相談支援事業所に複数名 配置されており、機能強 化事業で連携体制を継続 します。
協議会における相談支 援事業所の参画による 事例検討実施回数	0回	1回	1回	2回	自立支援協議会で事例を もとに地域課題を報告し た回数と参加事業者数を 計上
協議会における相談支 援事業所の参画による 事例検討の参加事業者 数	0団体	12団体	12団体	12団体	
協議会の専門部会の設 置数	4部会	4部会	4部会	4部会	
協議会の専門部会の実 施回数	6.5回	6回	6回	6回	各部会の平均開催回数

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障がい福祉サービス等に係る各種研修を実施し、障がい福祉サービスの質の向上に努めます。また、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果について、事業所と情報の共有を図っていきます。

■国の基本方針（令和8年度末の目標）

・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

■市の目標（令和8年度末の目標）

項目	成果目標	備考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制	有	県の行う事業所指導や研修参加のほか、アドバイザー派遣事業を活用します。

■市の活動指標

	令和	見込値			備考
	5年度実績 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
県やその他の機関が主催する障がい福祉サービス等に係る各種研修への参加人数（延べ人数）	4人	4人	4人	4人	県が実施する障害福祉サービスや相談支援にかかわる研修会へ参加します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の有無	無	有	有	有	/
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数	0回	2回	2回	2回	/

(7) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者やその家族等に対する支援体制の充実を図ります。

■市の活動指標

	令和	見込値			備考
	5年度実績 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
支援プログラム※ ¹ 等の 受講者数	74人	75人	75人	75人	延べ人数
ピアサポート※ ² の活 動への参加人数	2人	3人	5人	5人	

※1:ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムを実施することで、保護者が身近なところで子育て支援を受けられることができるような体制づくりを行うものです。

※2:「同じような立場の人によるサポート」といった意味です。

(8) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

■市の活動指標

	令和	見込値			備考
	5年度実績 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
保健、医療及び福祉関 係者による協議の場の 開催回数	1回	1回	1回	1回	保健所や津南町と共同で 実施します。 参加者数は延べ人数
保健、医療及び福祉関 係者による協議の場へ の関係者の参加者数	15人	15人	15人	15人	
保健、医療及び福祉関 係者による協議の場 における目標設定及び評 価の実施回数	1回	1回	1回	1回	

2 障がい福祉サービスの見込み

(1) 訪問系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
居宅介護	自宅での入浴、排せつ、食事の介護等及び通院の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由や知的障がい、精神障がいがあり、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴、排せつ、食事等の介護、外出時の介護などを行います。 近年、障がい者の生活の場が施設から地域に移行しつつあり需要が高まっています。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に、外出の同行及び外出時に必要となる排せつ、食事等の介護、その他必要な支援（代筆・代読含む。）を行います。
行動援護	重度の知的障がいや精神障がいにより常に介護が必要な人に、危険を回避するために必要な支援や、外出時の介護を行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする障がい者で、介護の必要の程度が著しく高い人に、居宅介護や短期入所などの複数のサービスを包括的に提供します。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	420	414	492	511	530	549
	人/月	47	50	52	54	56	58
重度訪問介護	時間/月	853	986	1,479	1,500	1,500	1,500
	人/月	2	2	5	5	5	5
同行援護	時間/月	8	9	9	9	9	9
	人/月	2	2	2	2	2	2
行動援護	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事等の介護を行います。短期入所には、障がい者支援施設等において実施できる福祉型短期入所と病院等において実施できる医療型短期入所があります。
生活介護	障がい支援区分3（施設入所支援を利用する場合は区分4）以上、又は年齢が50歳以上で、障がい支援区分2（施設入所支援を利用する場合は区分3）以上の人が対象で常に介護が必要な人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な障がい者に、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な障がい者に、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる65歳未満の障がい者に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練をするほか、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等を行います。
就労継続支援A型	一般事業所等での雇用が困難な場合で、就労継続支援事業所において雇用契約に基づく就労が可能な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等を行います。
就労継続支援B型	一般事業所等での雇用が困難な場合で、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される障がい者に、雇用契約は締結せずに、就労の機会や生産活動の場を提供するとともに、就労に向けた支援等を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者の就労の継続を図るため、訪問や来所等により関係者との連絡調整等を行うとともに、就労に伴う生活面の課題に対する指導・助言等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間、医療機関などで機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護や日常生活上の支援を行います。
就労選択支援	障がい者の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がい者の就労を支援します。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
短期入所（福祉型）	人日/月	72	112	125	136	136	150
	人/月	8	11	11	12	12	13
うち、強度行動 障害を有する者	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
うち、高次脳機能 障害を有する者	人日/月	2	0	2	2	2	2
	人/月	1	0	1	1	1	1
うち、医療的ケア を必要とする者	人日/月	30	13	22	22	22	22
	人/月	1	1	1	1	1	1
短期入所（医療型）	人日/月	36	44	44	44	44	44
	人/月	5	6	6	6	6	6
うち、強度行動 障害を有する者	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
うち、高次脳機能 障害を有する者	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
うち、医療的ケア を必要とする者	人日/月	5	5	5	5	5	5
	人/月	1	1	1	1	1	1
生活介護	人日/月	2,599	2,515	2,757	2,775	2,792	2,809
	人/月	154	159	160	161	162	163
うち、強度行動 障害を有する者	人日/月	83	91	87	87	87	87
	人/月	4	4	4	4	4	4
うち、高次脳機能 障害を有する者	人日/月	35	43	43	43	43	43
	人/月	3	4	4	4	4	4
うち、医療的ケア を必要とする者	人日/月	158	154	154	154	154	154
	人/月	16	17	17	17	17	17
自立訓練 （機能訓練）	人日/月	26	8	9	12	16	16
	人/月	3	2	3	3	4	4
自立訓練 （生活訓練：日中）	人日/月	226	281	281	281	281	281
	人/月	17	17	17	17	17	17
うち、精神障がい 者	人/月	12	12	12	12	12	12

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立訓練 (生活訓練：夜間)	人日/月	253	364	364	364	364	364
	人/月	10	13	13	13	13	13
就労移行支援	人日/月	113	50	75	113	113	113
	人/月	7	3	6	7	7	7
就労継続支援 A 型	人日/月	226	252	231	231	231	231
	人/月	11	12	11	11	11	11
就労継続支援 B 型	人日/月	4,747	4,592	4,765	4,782	4,800	4,818
	人/月	268	268	269	270	271	272
就労定着支援	人/月	0	1	1	1	1	1
療養介護	人/月	17	16	16	16	16	16
就労選択支援	人/月				0	10	10

(3) 居宅支援・施設系サービス

■サービス内容

サービス名	内容
自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者に、定期的な居宅訪問や随時の対応により問題を把握し、自立した日常生活を営む上での必要な支援を行います。
共同生活援助	地域で共同生活をする障がい者に、主に夜間、住居において相談や入浴、排せつ、食事等の介護などの必要な支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主に夜間、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活に関する相談、その他必要な日常生活上の支援を行います。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	4	5	6	8	10	13
うち、精神障がい者	人/月	4	5	6	8	10	13
共同生活援助	人/月	145	148	147	150	150	155
うち、精神障がい者	人/月	39	43	42	43	44	45
うち、強度行動障害を有する者	人/月	0	0	0	0	0	0
うち、高次脳機能障害を有する者	人/月	2	2	2	2	2	2
うち、医療的ケアを必要とする者	人/月	2	2	2	2	2	2
施設入所支援	人/月	65	60	59	58	57	56

(4) 相談支援サービス

■サービス内容

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するために、障がい者の心身の状況、そのおかれている環境等を勘案しサービス等利用計画を作成します。また、定期的なモニタリングを行い、サービス等利用計画を見直します。
地域相談支援 (地域移行支援)	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者に、地域で生活するための相談、住居の確保、その他の必要な支援を行います。
地域相談支援 (地域定着支援)	居宅において単身等で生活する障がい者と常時連絡の取れる体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談や見守り、その他必要な支援を行います。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人/月	192	191	190	190	190	190
地域相談支援 (地域移行支援)	人/月	0	0	0	1	1	1
うち、精神障がい者	人/月	0	0	0	1	1	1
地域相談支援 (地域定着支援)	人/月	0	0	0	1	1	1
うち、精神障がい者	人/月	0	0	0	0	0	0

3 地域生活支援事業の見込み

■事業内容

サービス名	内容と方向性
理解促進研修・啓発事業	障がい者に対する地域住民の理解を深めるための研修・啓発に取り組みます。また、十日町市障がい者支援センター（本町2丁目）の1階に就労継続支援B型事業所が運営する軽喫茶を誘致し、障がい者がフロア係などを担当し、一般客が利用することで相互の理解促進・啓発につなげています。
自発的活動支援事業	障がい者団体やその家族、ボランティア団体の活動など、自発的な取り組みに対し支援を行います。
相談支援事業	十日町市障がい者支援センター（市内本町2丁目）において、障がい者地域生活支援センターあおぞら及びエンゼル妻有の2事業所が相談支援事業を実施しています。障がい者の福祉に関する様々な問題に対し、本人や保護者などからの相談に応じ、福祉サービスの利用援助や権利擁護のための支援、行政機関や専門機関の紹介、ケアマネジメント等の必要な情報の提供及び助言等を行います。 相談事業については、周知に引き続き努めるとともに、利用しやすい実施方法に配慮します。また、総合的な相談支援、専門的な相談支援、困難事例などの相談支援を適正かつ円滑に実施するため、基幹相談支援センターの相談支援機能の強化を図ります。
成年後見制度利用支援事業	知的障がい者又は精神障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。制度利用に要する経費や、後見人の報酬の一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	市内の社会福祉法人等が法人後見を実施しています。新たに法人後見を実施見込みの法人がある場合は、当該事業を実施します。
意思疎通支援事業	手話通訳や要約筆記者等の派遣を継続し、聴覚や発語に障がいがある人の意思疎通を支援します。また、タブレットを用いた遠隔手話通訳サービスを市窓口配置し、聴覚障がい者の利便性向上を図ります。 あわせて、十日町市みんなの心をつなぐ手話言語条例に基づき、市民が手話に親しむ機会を創出するなど、手話に対する理解を促進します。
日常生活用具給付等事業	障がい者の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与します。用具の情報収集や利用者のニーズを把握し、必要に応じて給付対象品目に追加するなど事業の更なる充実に努めます。
手話奉仕員養成研修事業	日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人について支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。また、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加に必要な外出時の移動を支援します。
地域活動支援センター	地域活動支援センターでは、利用者へ創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流促進など地域の実情に応じた事業（基礎的事業）を実施するとともに、センターⅠ型では精神保健福祉士等の専門職員を配置し、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。また、センターⅡ型では、雇用・就労等が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練や入浴サービス等を行います。
訪問入浴サービス事業	家庭において自力で、又は家族の協力があっても、入浴が困難な障がい者（児）に対し、入浴車を派遣し、入浴サービスを行います。
日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、また、障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息（レスパイト）等のために支援を行います。
自動車運転免許取得費助成事業	障がい者が自動車免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。
自動車改造費助成事業	障がい者の身体状況に応じた自動車改造を行う際に要する費用の一部を助成します。
生活支援事業	日常生活をする上で必要な訓練や指導などの支援を行います。

■事業実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
相談支援事業							
障害者相談支援事業	箇所/年	2	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人/年	8	5	7	9	10	10
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人/年	165	221	240	230	230	230
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件/年	6	4	6	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	14	13	20	15	15	15
在宅療養等支援用具	件/年	11	4	8	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件/年	21	30	27	30	30	30
排泄管理支援用具	件/年	1,408	1,397	1,400	1,400	1,400	1,400
居宅生活動作補助用具	件/年	4	0	1	1	1	1

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度 (見込み)	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成研修事業（修了見込者）	人	15	5	7	9	9	9
移動支援事業	時間/年	216	143	162	216	216	216
	人/年	8	7	7	8	8	8
地域活動支援センター	実施の有無	有	有	有	有	有	有
訪問入浴サービス事業	時間/年	255	169	169	169	169	169
	人/年	6	5	5	5	5	5
日中一時支援事業	時間/年	1,367	1,262	1,834	1,834	1,834	1,834
	人/年	19	15	13	13	13	13
自動車運転免許取得費助成事業	件/年	4	7	5	5	5	5
自動車改造費助成事業	件/年	2	1	4	4	4	4
生活支援事業	人/年	23	23	21	21	22	22

4 障がい児福祉サービスの見込み

■サービス内容

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がい等のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な児童に、居宅を訪問して発達支援を行います。サービス提供事業所の見込みはありませんが、ニーズに対しては十日町市発達支援センター等関係機関と対応を検討します。
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童生徒に、学校の授業終了後や休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育園・幼稚園・小学校等を訪問し、障がいのある児童生徒に集団生活への適応のための専門的支援等を行います。現在市内にサービス提供事業所はありませんが、十日町市発達支援センターで同様の支援を行っています。
障がい児相談支援	障がい児通所支援等を利用するために、児童生徒の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し障がい児支援利用計画を作成します。また、定期的なモニタリングを行い、障がい児支援利用計画を見直します。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育など様々な分野に及ぶ支援を調整し、途切れのない支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児等支援についての協議の場に参画し、地域における課題の整理等を行いながら、医療的ケア児等支援のための地域づくりを推進する役割を担います。

■サービス実績と見込み

事業名	単位	実績値			見込み値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	108	82	87	90	90	90
	人/月	65	53	63	65	65	65
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	500	509	637	682	739	796
	人/月	46	47	56	57	62	67
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	29	27	29	31	33	35
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	人/年	1	2	2	2	2	2

第6章 計画の推進と進行管理

1 推進体制

計画を推進するには、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な分野の関係機関による連携が必要です。そのため、庁内関係各課はもとより、十日町市地域自立支援協議会を中心に関係機関と連携を図りながら、本計画を推進します。また、計画に掲げた成果目標の達成や活動指標の見込量を確保するための方策の実施を確実なものにするため、施策展開プラン等を活用したPDCAサイクルに基づく計画の進行管理を行うとともに、毎年、計画の進捗状況を自立支援協議会に報告し、意見を求めることとします。

なお、計画は整合性を図りながら評価・見直しを行うことで、2つの計画に掲げる施策の着実な実施をより推進することとします。

■PDCAサイクルによる進行管理のイメージ



2 進捗管理及び評価

成果目標や活動指標について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、サービス事業所等の動向も踏まえながら、計画の達成状況の点検、評価を行い、自立支援協議会に報告します。

また、計画の達成状況の点検、評価に対する協議会の意見を踏まえ、その結果について公表します。

1 十日町市地域自立支援協議会 委員名簿

令和5年4月1日現在

	委員氏名	所属等
1	◎ 渡邊 孝雄	社会福祉法人 十日町福社会
2	松井 剛	南魚沼郡地域振興局健康福祉環境部地域福祉課
3	関 真人	せき整形外科
4	三浦 弘栄	十日町公共職業安定所
5	上松 武	十日町市立ふれあいの丘支援学校
6	村山 貴芳	十日町市教育委員会学校教育課
7	高橋 俊之	十日町商工会議所
8	田中 保雄	社会福祉法人 妻有福社会
9	柳 久	社会福祉法人 十日町市社会福祉協議会
10	小野塚 照秋	十日町市障がい者福祉協会
11	柳 洋治	十日町市手をつなぐ育成会
12	数藤 いずみ	十日町市家族会
13	樋口 功	一般公募
14	星名 究	一般公募
15	高橋 笑	一般公募
16	栢澤 眞由美	一般公募

◎：会長 (敬称略)

2 策定経過

実施時期	内 容
令和5年2月17日（金）～3月6日（月）	障がい福祉に関するアンケート調査 ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者及び特別児童扶養手当受給者、特定医療費（指定難病）受給者（無作為抽出による）
令和5年8月10日（木）	令和5年度第1回十日町市自立支援協議会 （1）第6期十日町市障がい福祉計画及び第2期十日町市障がい児福祉計画の進捗状況の点検評価について （2）令和5年度 専門部会の取り組み内容、進捗状況について （3）次期障がい者計画（第4次障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画）の策定について
令和5年11月1日（水）	令和5年度第2回十日町市自立支援協議会 （1）第4次十日町市障がい者計画の概要について
令和6年1月18日（木）	令和5年度第3回十日町市自立支援協議会 （1）施策の体系について （2）第4次十日町市障がい者計画等素案について
令和6年2月19日（月）～3月4日（月）	パブリックコメント 0件
令和6年3月21日（木）	令和5年度第4回十日町市自立支援協議会 （1）第4次十日町市障がい者計画等の修正について

3 用語集

【あ行】

アスペルガー症候群

発達障がい的一种で、知能と言語の発達は保たれているが、対人関係の障がい、コミュニケーションの障がい及び行動と興味の範囲が限局的で常同的であることを特徴としている。

インクルーシブ・インクルージョン (inclusive inclusion)

「社会的包容力」「社会的包摂」などと訳される。教育現場では、包括的教育と訳され、障がい者と健常者とを区別せず、同じ教室で学ばせること。社会的には、障がい者らを社会から隔離排除するのではなく、社会の中でともに助け合って生きていこうという考え方。

【か行】

学習障がい (LD : learning disability)

字を書く・読む、話す・聞く、計算することなどのどれかの習得、使用に目立った障がいがあることをいう。平成 11 年、旧文部省が、「学習障がいとは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない」と定義している。

基幹相談支援センター

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、相談支援体制の強化を目的として 2012（平成 24）年 4 月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村又はその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

強度行動障がい

激しい不安や興奮、混乱の中で、多動、自傷、異食などの行動上の問題が強く頻繁にあらわれて、日常生活が著しく困難な状態をいう。

高機能自閉症

知的障がいを伴わない自閉症のことをいう。発達障がいのひとつであり、知能指数が高い（おおむね IQ70 以上）が、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった自閉症の特徴を持つ。

高次脳機能障がい

主に脳の損傷によって起こされる様々な神経心理学的症状。記憶障がいや注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等で脳の損傷部位によって特徴が出る。その障がいは外からでは分かりにくく自覚症状も薄いため隠れた障がいと言われている。

合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うこと。

【さ行】

サービス管理責任者

障がい福祉サービスの提供についてサービス管理を行う者をいう。具体的には、利用者の個別支援計画の作成や、定期的な評価など、サービス提供のプロセス全体に関する管理をするほか、サービスを提供する他の職員に対する指導的な役割を担う。

サービス等利用計画

障害者総合支援法において、障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者のニーズや置かれている状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画。指定特定相談支援事業者が作成する。

肢体不自由

身体障がいのひとつで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。

障害支援区分

市町村が障がい福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料のひとつとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。なお、「障害者支援区分の認定を含めた支給決定の在り方」については、障害者総合支援法の施行後 3 年（障害支援区分の施行後 2 年）を目途に検討することとされている。

障害者基本法

障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障がい者に関わる施策の基本となる事項を定め、障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

職業リハビリテーション

障がいがあることで職業に就くことが困難になっていたり、維持していくことが難しくなっている人にも、職業を通じた社会参加と自己実現、経済的自立の機会を作り出していく取り組み。

身体障がい

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能の障がい（心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がい）の五つに分類されている。

身体障害者福祉法

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障がい者を援助し、必要に応じて保護し、身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする法律。この法律では、具体的な更生援護として、身体障害者手帳の交付、診査、更生相談、障がい福祉サービスの提供などを定めている。

自閉症

脳の機能障がいあるいは成熟の遅れが原因と考えられている障がい。乳児期から他者と視線が合わない、あやしても笑わないなど、愛着行動の遅れが見られる。しかし、親や世話をしてくれる人に愛着を示すようになり、人を拒絶しているわけではない。特徴としては、幼児期には表情の乏しさや反応の少なさなどが見られ、また、他の子供に無関心で遊びに加わらない、言葉の遅れや他人の言葉を繰り返す（反響言語）、抑揚のない話し方、などがある。こだわりが強く生活上のパターンの変化を嫌がり、儀式的な行動が見られる。通常、3歳くらいまでに特有の症状が出現するが、年齢によってその現れ方は変化する。幼児期からの自閉症療育で、成長してからの状態が改善する率が高くなる。

自立支援協議会

障がい者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障がい者・その家族、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独又は共同して設置する。自立支援協議会を設置した都道府県及び市区町村は、障がい福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。なお、障害者総合支援法においては、単に「協議会」という名称で規定されている。これは、地域の実情に応じて定められるよう、名称を弾力化したためである。

精神障がい

統合失調症、気分障がい（うつ病など）等のさまざまな精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

精神通院

精神障がい者の適正な医療の普及を図るため、精神障がい者に対し、病院等へ入院することなく行われる精神障がいの医療。

精神保健福祉士（P S W）

精神保健福祉士法に基づく国家資格で、精神障がい者の社会復帰に関する相談援助等を行うソーシャルワーカーをいう。精神保健福祉士の義務として、誠実義務や他職種との連携、資質向上の責務などが定められている。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が充分でない人について、契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度。平成12年4月から施行されている。

相談支援専門員

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

ソーシャルワーカー

一般的には社会福祉従事者の総称として使われることが多いが、福祉倫理に基づき、専門的な知識・技術を有して社会福祉援助を行う専門職を指すこともある。

【た行】

地域活動支援センター

障がい者を対象とする通所施設のひとつ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する場。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられる。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

知的障がい

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいう。

注意欠陥・多動性障がい（AD/HD：attention deficit/hyperactivity disorder）

幼児期に現れる発達障がいのひとつ。不注意（物事に集中できない、忘れ物が多い）、多動性（落ち着きがない、じっとしてられない）、衝動性（突飛な行動を取る、順番を守れない）などを特徴とする。脳の器質的又は機能的障がいの原因とされる。なお、年齢が上がるとともに多動の症状は減少するが、不注意と衝動性は成人になっても残る場合がある。

通級による指導

学校教育法施行規則に基づき、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者、その他障がいのある者で特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの、のいずれかに該当する児童又は生徒のうち、当該障がいに応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合に、特別の教育課程による指導を行うもの。通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒で、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的とした指導が必要な者（通級児童生徒）に対して、特別な指導の場（通級指導教室）で行う特別の教育課程による指導をいう。

特別支援学級

学校教育法に基づき、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができる学級で、知的障がい者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障がいのある者で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの、のいずれかに該当する児童及び生徒に対して、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。

特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校。

特別支援教育

障がいのある幼児、児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。1972（昭和47）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお、障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障がい者の定義に加えられ（2013（平成25）年4月1日施行）、さらに2015（平成27）年1月1日からは151疾患に対象が拡大された。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

【は行】

発達障がい

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥・多動性障がいなどがこれに含まれる。

発達障害者支援センター

自閉症等の特有な発達障がいをもつ障がい児・者に対する支援を総合的に推進する地域の拠点となる機関。障がい児入所施設等に附置され、都道府県、指定都市又は委託を受けた社会福祉法人等が運営する。自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がい等を有する障がい児・者及びその家族に対して、専門の職員による相談支援、医学的な診断及び心理的な判定、就労支援などが行われる。

発達障害者支援法

発達障がいを早期に発見し、発達障がい者の自立や社会参加に資するよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律。発達障がいを、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなど脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものと定義している。また、発達障害者支援センターを設置して、発達障がいの早期発見、発達障がい者本人やその家族への専門的な相談援助や情報提供、就労支援などを行うこと等が定められている。

バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、全ての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

【ま行】

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の福祉に関する問題（生活上の問題、高齢者・障がい者福祉等福祉全般）についての相談を受ける人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じている。

【ら行】

リハビリテーション

心身に障がいのある者の全人間的復権を理念として、障がい者の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術をいう。

療育手帳

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障がい程度の区分も各自治体によって異なる。

第4次十日町市障がい者計画
第7期十日町市障がい福祉計画
第3期十日町市障がい児福祉計画

令和6年3月

発行 / 十日町市

編集 / 十日町市市民福祉部福祉課 障がい福祉係
〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地
電話：025-757-3111（代表） FAX：025-752-4635

